



令和2年度

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

図で見る 豊島区の税 税務概要ビジュアル版



豊島区 区民部 税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約 25%は区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんに区税の状況等をわかりやすくお知らせするために、Q & A形式のデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにしていただければ幸いです。

令和2年12月

豊島区区民部税務課

目 次

第1章 財政	
1 豊島区の収入	2
2 特別区（23区）の収入	3
3 税金などの使われ方	4
第2章 豊島区の税収	
1 特別区税の内訳	6
2 豊島区の税収の推移	7
第3章 特別区民税の課税状況	
コラム① 住民税とは？	9
コラム② 住民税の計算方法とは？	10
1 納税義務者数と課税額の推移	12
2 1人あたりの特別区民税負担額の比較	13
3 所得区分別 納税義務者数	14
4 課税標準段階別 納税義務者数	15
5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）	16
6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)	17
7 納税義務者の年齢構成（豊島区）	18
8 ふるさと納税の推移	19
コラム③ ふるさと納税とは？	20
コラム④ 住民税の納め方とは？	22
コラム⑤ 特別区民税の主な改正内容について（令和3年度適用）	23
第4章 納税状況等	
1 納税の方法（納税方法の種類と割合）	28
2 収納率の推移	29
3 滞納者の年齢及び滞納額	30
4 分割納付と納税の猶予	31
コラム⑥ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A	32
5 督促・催告の推移	33
6 差押え件数と滞納額の推移	34
7 口座振替加入者数・率の推移	35
8 税証明発行数の推移	36
コラム⑦ 税金の還付とは？	37
コラム⑧ 収納率向上のための取り組み	38

第5章	軽自動車税	
1	軽自動車税（登録台数・税収）の推移	40
2	軽自動車税（収納率）の推移	41
3	普通自動車と軽自動車登録台数の比較	42
4	23区別人口に対する軽自動車保有率	42
コラム⑨	軽自動車税の歴史と新たな制度	43
第6章	たばこ税	
1	たばこ税（売渡本数・税収）の推移	45
2	たばこ税収入の23区比較	46
3	23区の税収に占めるたばこ税の割合	46
4	たばこ税率の変遷（旧三級品除く）	47
コラム⑩	たばこ税とは？	48
コラム⑪	たばこ税率改正について	49
	加熱式たばことは？	49
第7章	狭小住戸集合住宅税	
1	狭小住戸集合住宅税の課税概要	51
2	税創設の経緯	52
3	税収の推移	53
4	税による効果	53
使用データ		54
別冊資料	令和2年度 税務概要（データ版）	75

第1章—財政—

1 豊島区の収入

2 特別区（23区）の収入

3 税金などの使われ方

1

1 豊島区の収入

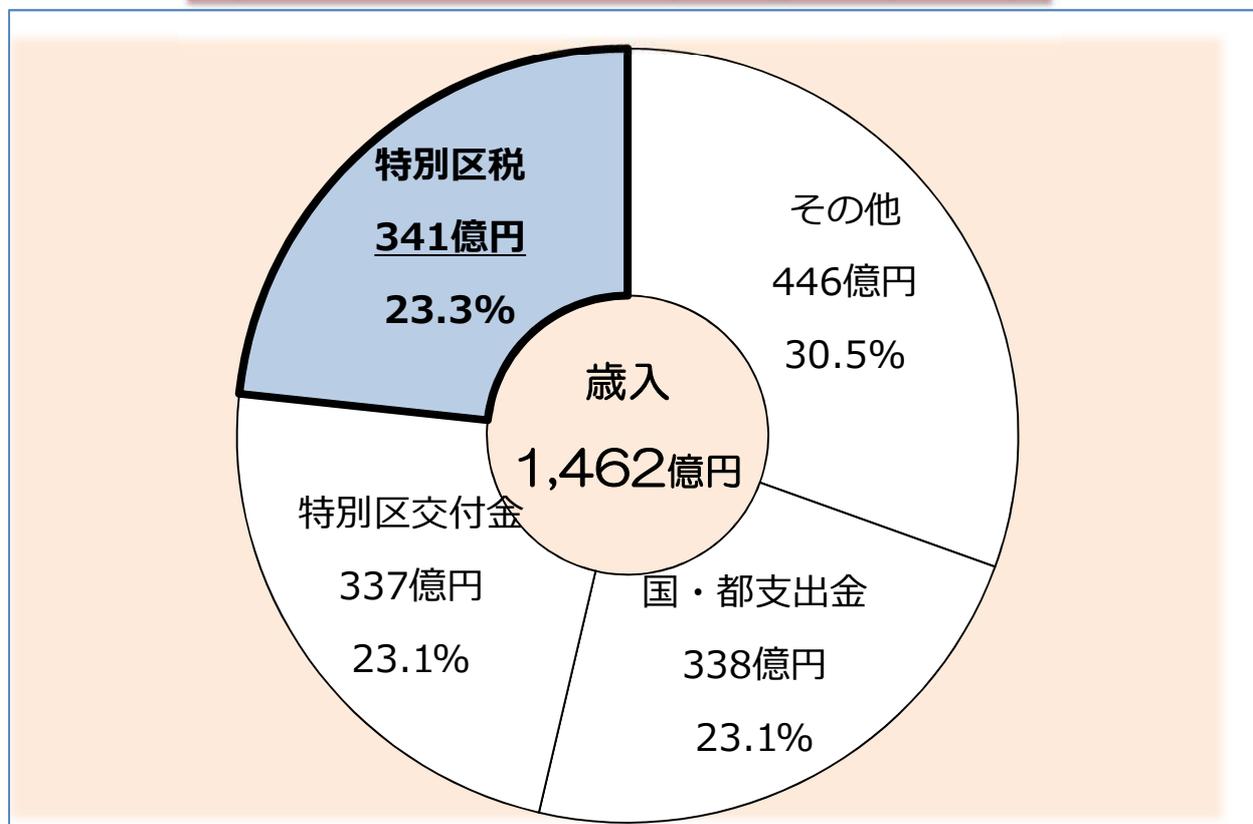


豊島区にはどんな収入がありますか？
そのうち税の収入はどれくらいありますか？

令和元年度の豊島区の収入は1,462億円です。
そのうち税の収入は341億円で約23%を占めています。



豊島区の歳入決算（令和元年度）



P O I N T

豊島区の収入のうち、例年約25%前後が税による収入となっており、一般会計歳入の大きな割合を占めています。

元年度の一般会計歳入決算は前年度を上回りました。特別区税は金額は増えましたが、歳入全体に占める割合は相対的に下がりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

2 特別区（23区）の収入

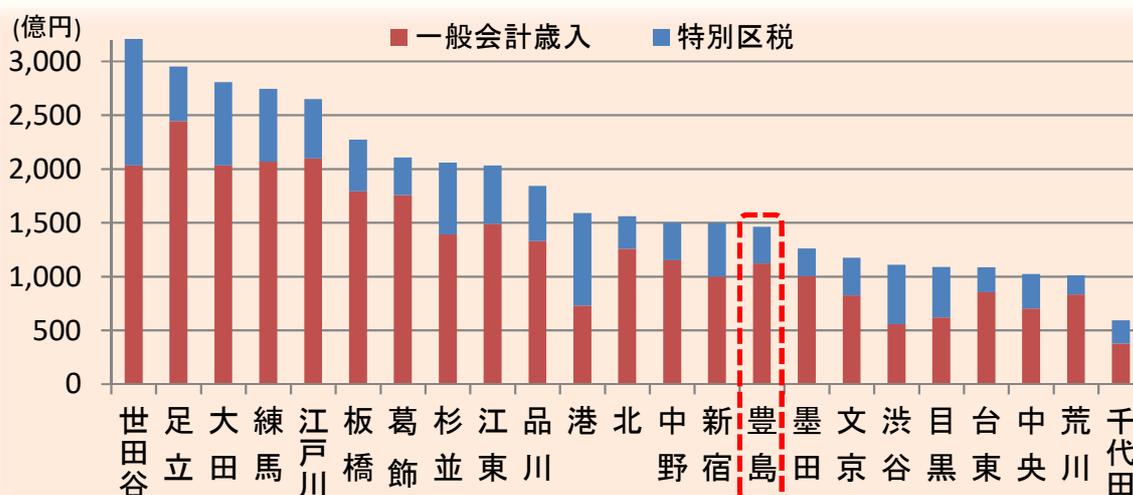


他の区の収入はどれくらいですか？

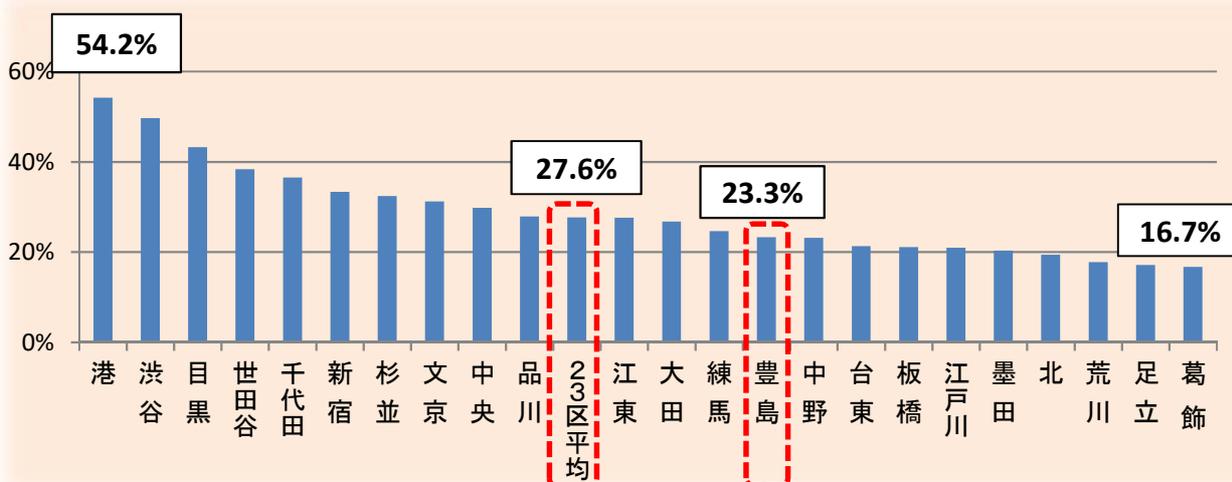
23区で比較すると収入が多い区は3,295億円、少ない区は593億円です。また、特別区税収入は多い区が2,445億円、少ない区は180億円です。



23区の「収入と税収」（令和元年度）



23区の「区の収入に占める税収の割合」（令和元年度）



POINT

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。

3 税金などの使われ方

区の予算はどのように使われているのですか？

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。令和2年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。



高齢者、障害者福祉、生活保護など  2,830円	保育園の運営、児童手当の給付など  2,157円	幼稚園、小・中学校、放課後対策など  870円
まちづくり、防災など  591円	広報、電算、その他区役所の運営など  797円	公園・児童遊園、緑化など  316円
清掃、リサイクル、環境対策など  354円	道路、自転車対策など  461円	文化、スポーツ、図書館など  330円
健康づくり、保健所の運営など  370円	借入金の返済  211円	商工業・観光の振興、勤労者福祉など  140円
戸籍事務、区民事務所の運営など  208円	各基金の積立て  93円	税を集めるため  86円
区民ひろばの運営など  108円	区議会の運営  53円	選挙・監査  25円

10,000円

第2章—豊島区の税収—

1 特別区税の内訳

2 豊島区の税収の推移

2

1 特別区税の内訳

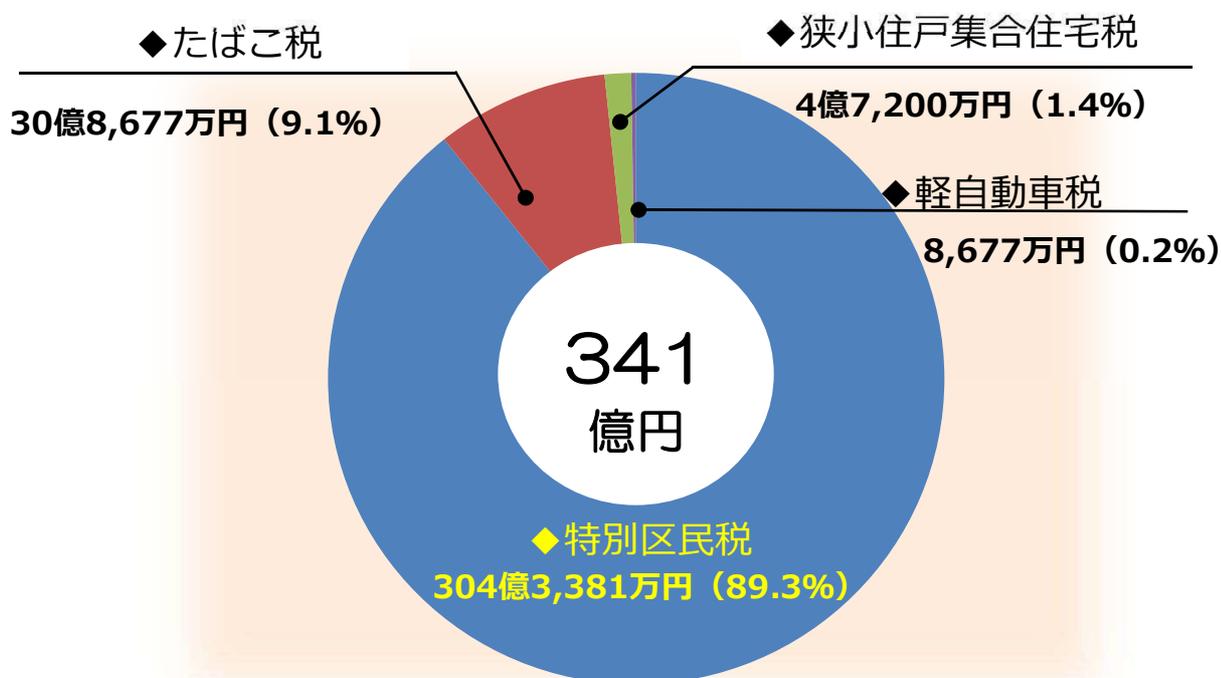


豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。



豊島区の税の内訳（令和元年度決算）



P O I N T

- 特別区民税
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税します。
- たばこ税
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税します。
- 狭小住戸集合住宅税（通称：ワンルームマンション税）
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税します。
- 軽自動車税
⇒種別割は、軽自動車等（軽自動車、原付バイク等）に対し主たる定置場の所在する市町村において、4月1日現在の所有者に課税します。※環境性能割はP43参照

2 豊島区の税収の推移

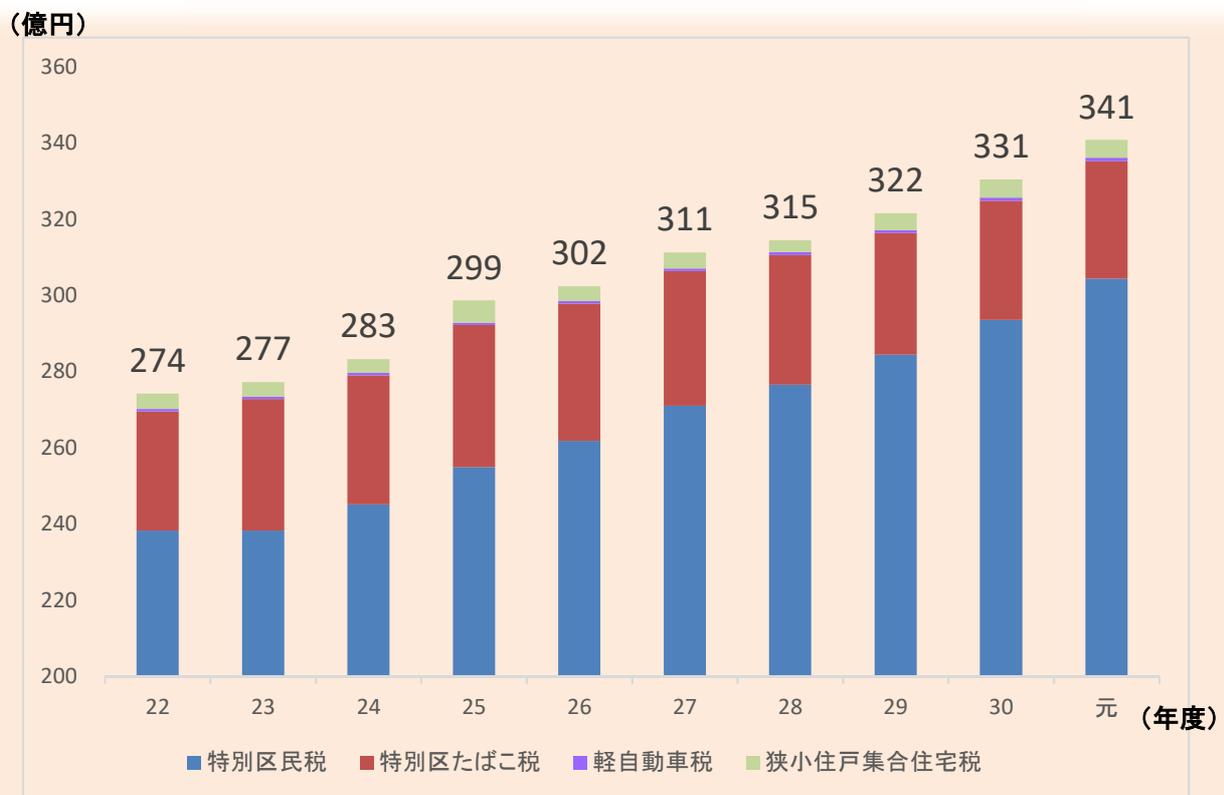


豊島区の税の収入はどれくらいありますか？

令和元年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して341億円です。



特別区税の内訳と収入額の推移



P O I N T

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

22年度はリーマンショックの影響を受けましたが、23年度以降は増加しています。令和元年度は4税の合計が341億円で、5年連続で過去最高となりました。また、区民税の収入額は304億円で、3年連続で過去最高を更新しました。

第3章—特別区民税の課税状況—

コラム① 住民税とは？

コラム② 住民税の計算方法とは？

1 納税義務者数と課税額の推移

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

3 所得区分別 納税義務者数

4 課税標準段階別 納税義務者数

5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

8 ふるさと納税の推移

コラム③ふるさと納税とは？

コラム④住民税の納め方とは？

コラム⑤特別区民税の主な改正内容について（令和3年度適用）



住民税とは？

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいのかたや、豊島区内で個人事業を行なっているかたに納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税 所得割（税率 4%）	特別区民税 所得割（税率 6%）
前年の所得に応じて課税されます	
均等割（定額 1,500円）	均等割（定額 3,500円）

住民税の申告が必要な主な場合

○その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合

- ・給与所得があったかたで、給与支払報告書が豊島区に提出されていないかた
 - ・営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があったかた
- ※原則としてまずは確定申告をする必要があり、確定申告をしたかたは改めて住民税の申告をする必要はありません。
- ・公的年金受給者で年金以外に所得のあるかた、または控除内容に追加・変更のあるかた

収入がない・少ないかた（非課税）でも申告が必要な場合

- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合
 - ・非課税証明書の発行が必要な場合
- ※区内在住者の被扶養者のかたは、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は必ず住民税の申告が必要になります。

住民税の納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

- 1、普通徴収（納税者本人が直接納める）
- 2、特別徴収（給与から差し引いて納める）
- 3、年金特別徴収（年金から差し引いて納める）

詳細はコラム4をご覧ください。

※住民税が非課税のかたには、納税通知書・納付書はお送りしていません。



住民税の計算方法は？

住民税は、「均等割」と「所得割」に分かれています。

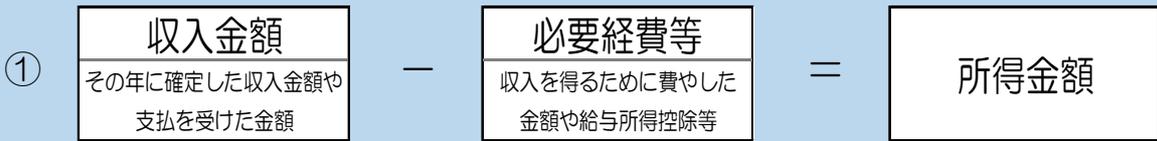
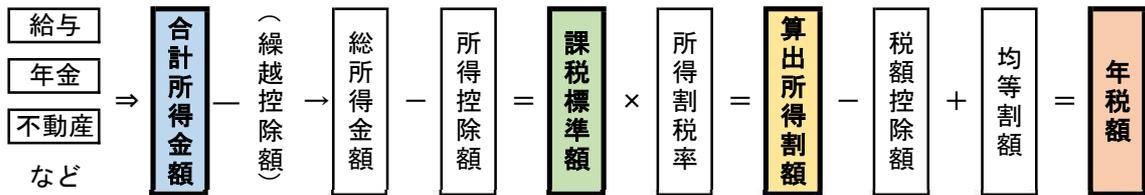
均等割額は定額で課税され、原則5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税され、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合、計算方法は異なります。

★計算の全体の流れ

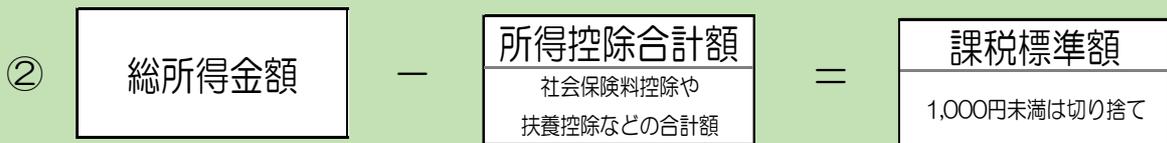


◎ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。

給与収入や年金収入は、必要経費の算出が難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。



※総所得金額＝所得金額の合計から繰越控除金額を差し引いたもの

◎ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除

など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除

など



③

課税標準額	×	特別区民税率 6%	=	特別区民税 算出所得割額
	×	都民税率 4%	=	都民税 算出所得割額

◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

特別区民税 算出所得割額	-	税額控除 寄附金税額控除、住宅ローン 控除など	+	区：均等割額 3,500円 都：均等割額 1,500円	=	年税額
都民税 算出所得割額						

◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。
 税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を合わせた金額が、
 年税額になります。
 税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除 など

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかかりません。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）

合計所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1】 × 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）

総所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1】 × 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は、21万円、32万円の加算はありません。

※令和3年度以降の非課税判定基準は、変更されます。詳細はコラム⑤をご覧ください。

1 納税義務者数と課税額の推移



豊島区の納税義務者は何人いますか？

課税額はどれくらいですか？

令和元年度の納税義務者数は約17万人、
課税額は約305億4,800万円です。



納税義務者数と課税額の推移



P O I N T

納税義務者数(都民税・区民税を納めていただくかた)および課税額は、年々増加しています。

課税額が変動する要因は主に、①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。

①については、転出入による人の入れ替わり等が影響します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増により納税義務者数は増加します。このような原因によって納税義務者数が増減すれば、それに応じて課税額も増減することになります。

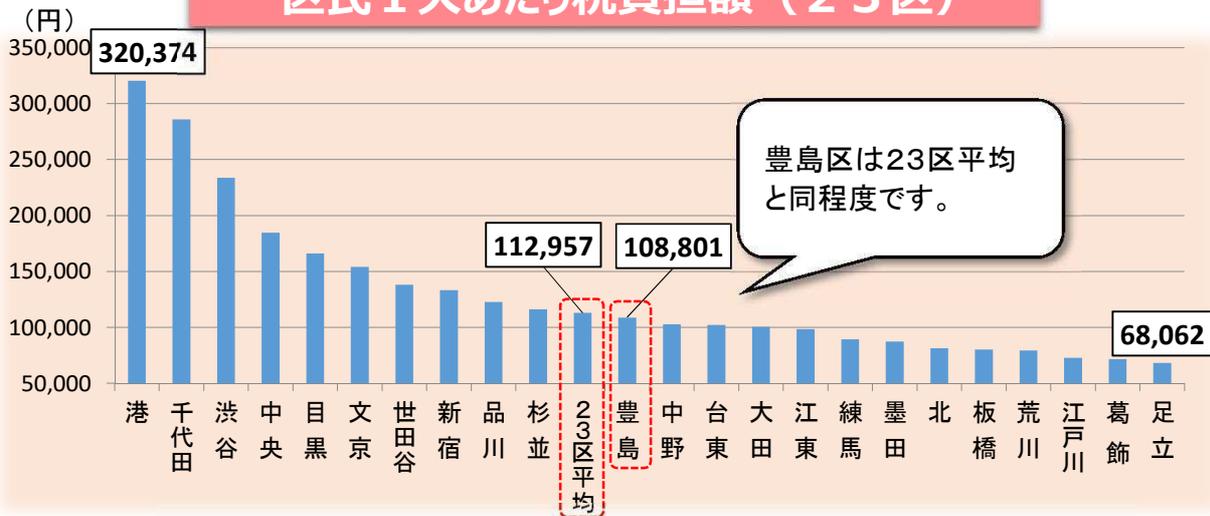
2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

令和元年度の豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約108,800円、23区で比較すると11番目の規模です。

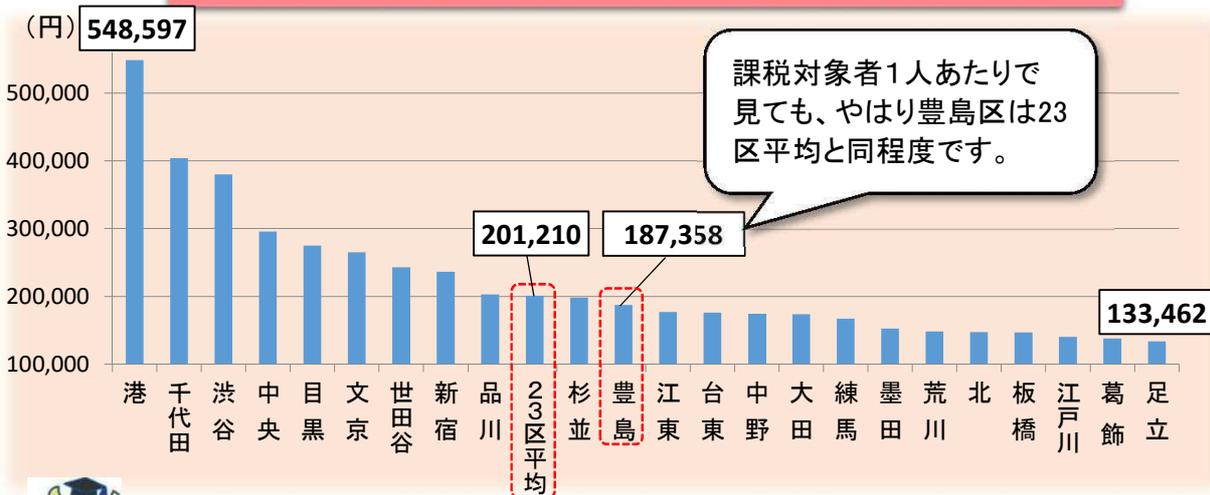
課税対象者1人あたりは、約187,000円、11番目の規模です。

区民1人あたり税負担額（23区）



豊島区は23区平均と同程度です。

課税対象者1人あたり税負担額（23区）



課税対象者1人あたりで見ても、やはり豊島区は23区平均と同程度です。



P O I N T

23区の区民・課税対象者1人あたりの税負担額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区内で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.7倍、課税対象者1人あたりでは約4.1倍の差があります。

3 所得区分別 納税義務者数

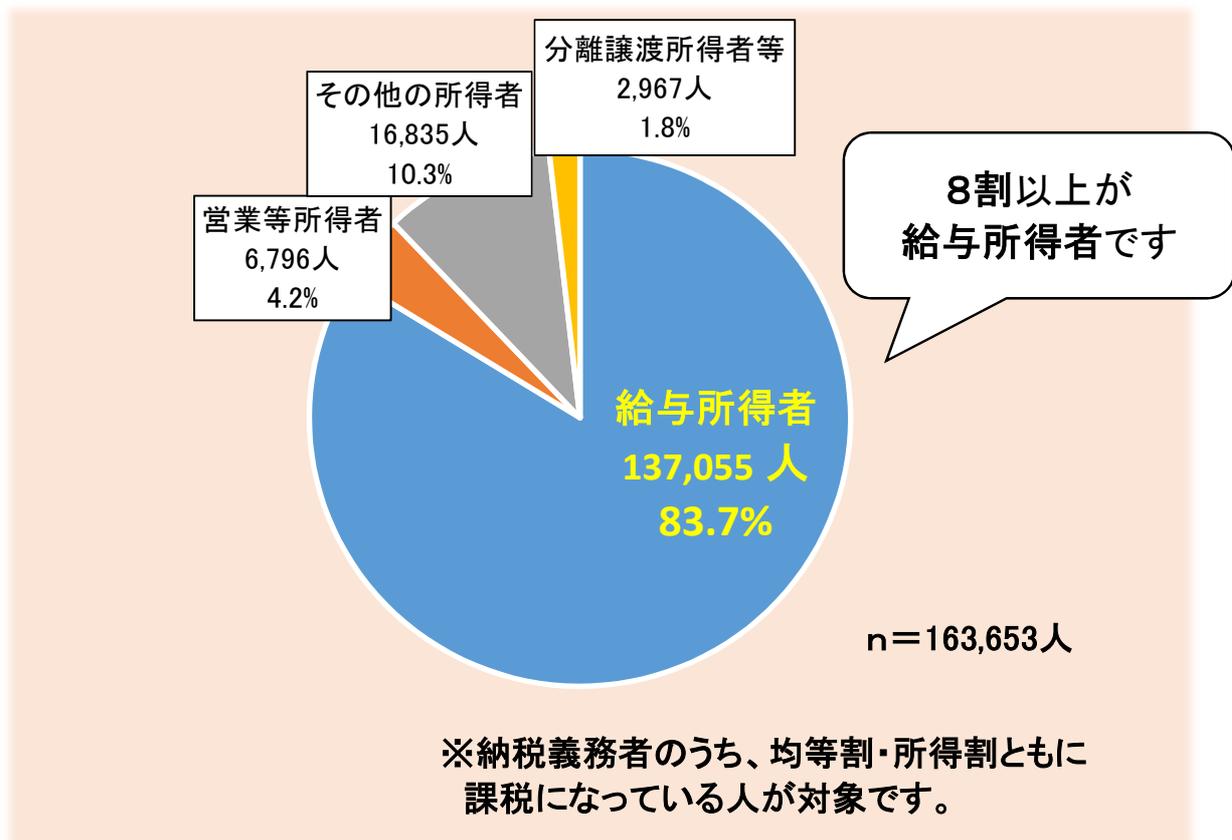


豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

例年1番多いのは給与所得者で、
全体の約8割を占めています。



所得区分別 納税義務者数（2年度）



P O I N T

所得の種類には、給与、公的年金、営業、不動産、譲渡等があります。

令和2年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は10%です。この割合は年度ごとに大きな変化はなく、毎年度同程度の割合です。

4 課税標準段階別 納税義務者数

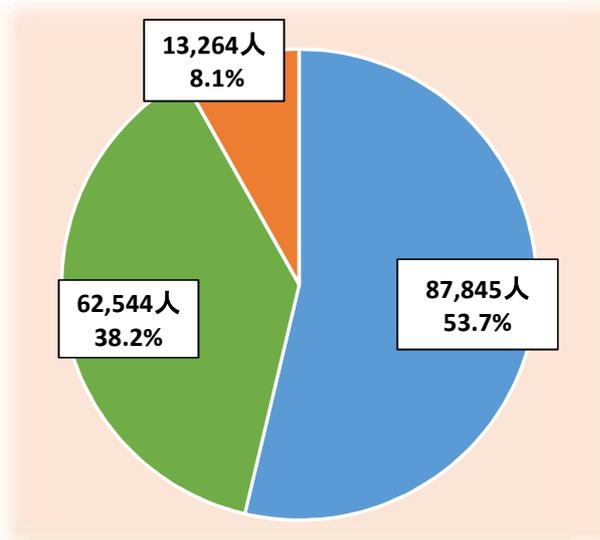


豊島区の納税義務者の所得は
どのような状況ですか？

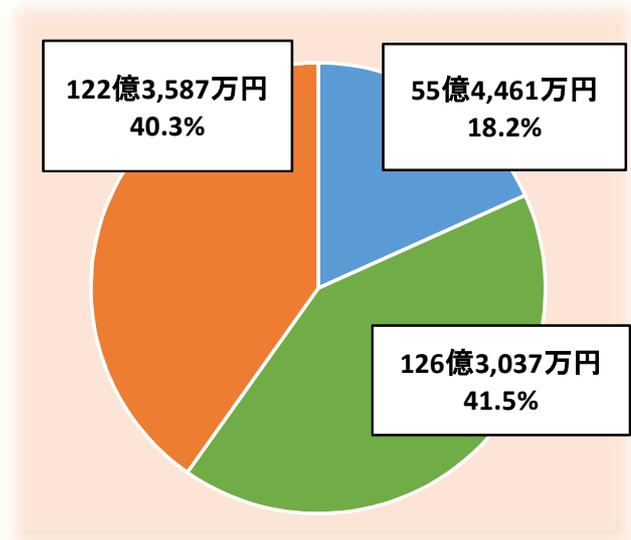
令和2年度においては課税標準額が200万円
までの方が半数以上を占めています。



納税義務者の割合



所得割税額の割合



課税標準額

■ 200万円以下 ■ 200万円超～700万円以下 ■ 700万円超



P O I N T

課税標準額とは、所得から各種所得控除額(社会保険料控除等)を引いた金額のことです。

令和2年度の納税義務者の割合は課税標準額が200万円以下のかたが半数以上を占め、200万円超～700万円以下のかたが約4割、700万円超のかたが約1割ですが、所得割税額の割合は、課税標準額が200万円以下のかたが約2割、200万円超～700万円以下のかたが約4割、700万円超のかたが約4割となっています。

納税義務者の割合、所得割税額の割合は、ここ数年大きな変化はありません。

5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)

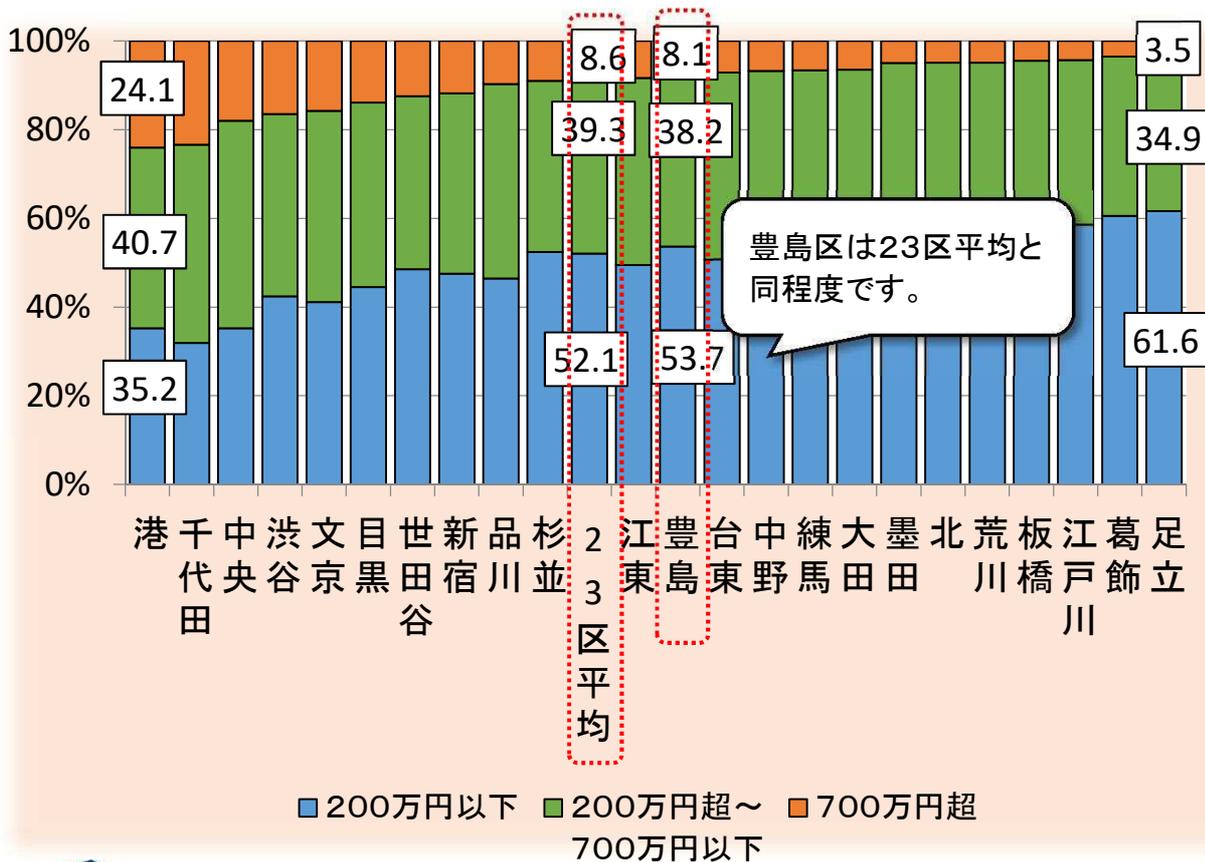


23区の課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況ですか？

23区の状況は、下表のとおりさまざまです。豊島区は課税標準200万円以下の層が約5割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割となっています。



課税標準段階別構成 (23区)〔2年度〕



P O I N T

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べると、様々であることがわかります。700万円超の層が24%を超える区もあれば、3%台の区もあります。一方、200万円以下の層が60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)

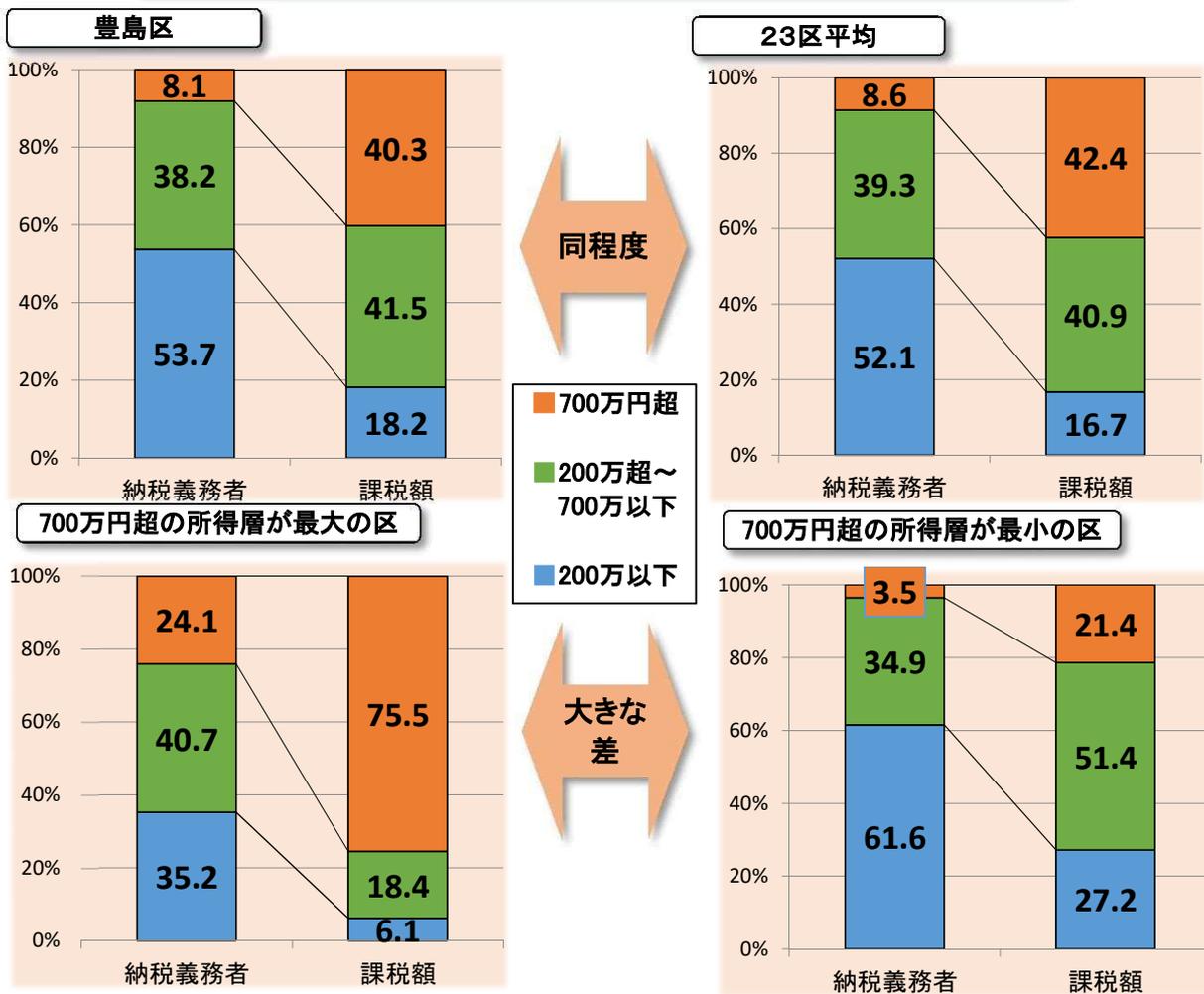
23区の課税標準段階別の課税額の割合はどのような状況ですか？



23区によって大きな差があります。豊島区は23区平均と同程度で、人数の1割にあたる課税標準額700万円超の納税義務者層が、課税額の約4割を占めています。



課税標準段階別 納税義務者と税額の関係 (23区)〔2年度〕



POINT

700万円超の所得層が最大の区は、2割の人数である課税所得700万超の層が、課税額の7割を占めています。また、700万円超の所得層が最小の区は、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税額の割合では2割程度です。この結果から、税収構造は、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

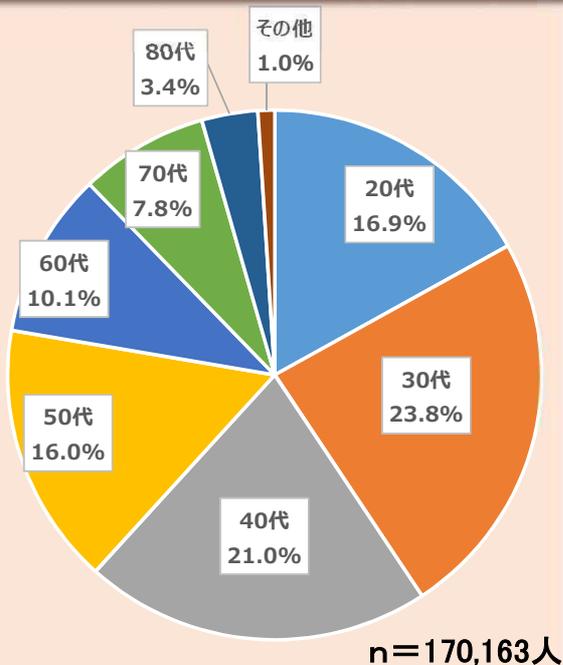


豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合は
どのようになっていますか？

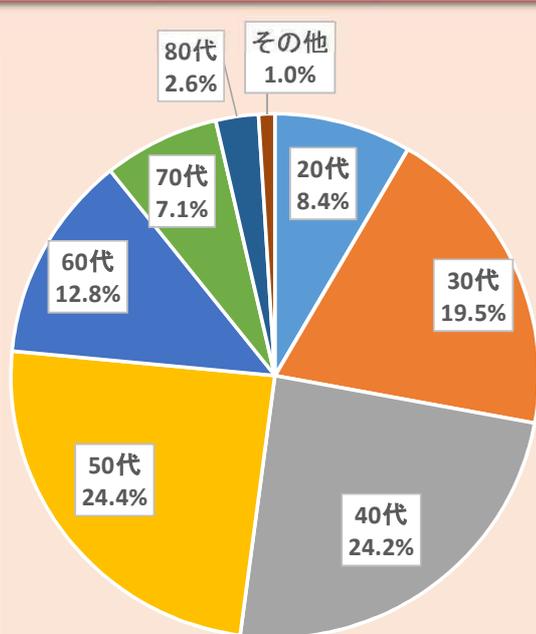
令和2年度は、20代～50代が全体の約8割になりますが、内
訳は「納税義務者数」で見ると「課税額」で見ると異
なります。



年代別納税義務者数の割合



年代別課税額の割合



P O I N T

年代別納税義務者数の割合は「30代」が最も多く、次いで「40代」、「20代」と続いています。
一方、年代別課税額の割合で見ると、「50代」が最も多くなり、「20代」の約3倍になります。
また、全体の割合から見るとごくわずかですが、その他の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8 ふるさと納税の推移

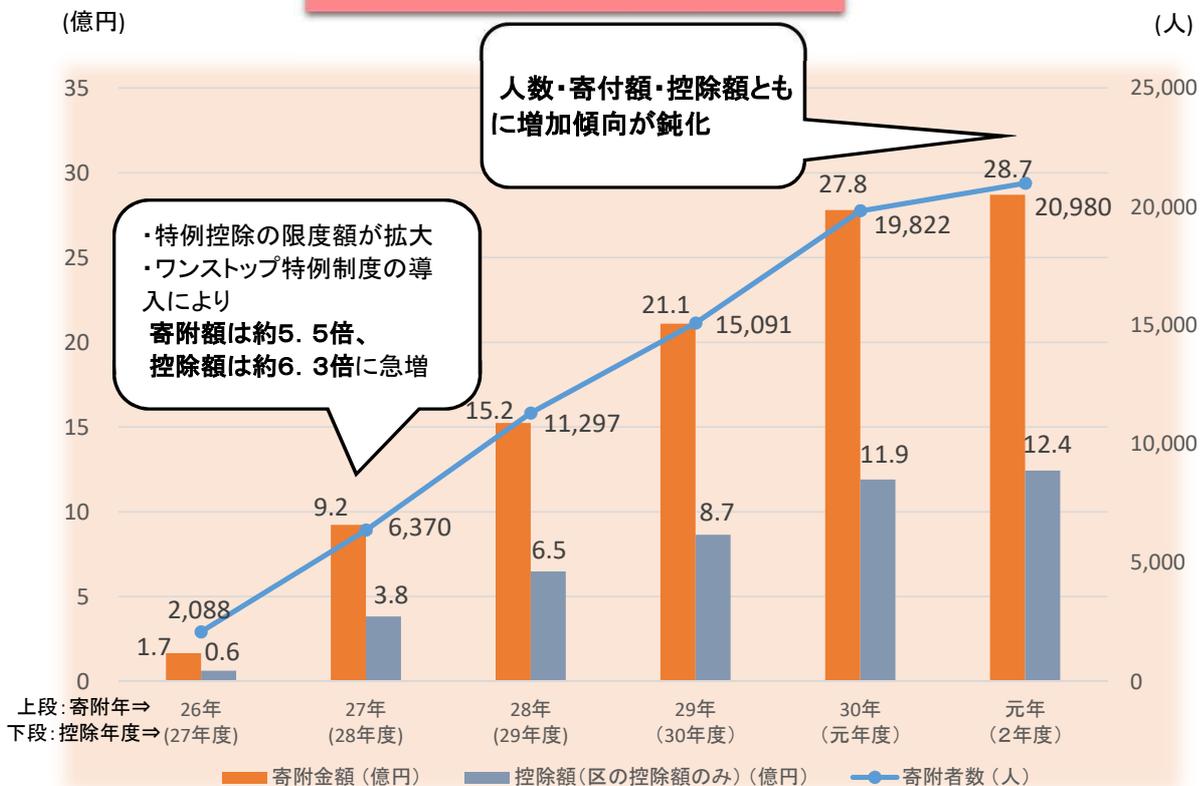


豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況は
どのようになっていますか？

令和元年中に行われた地方自治体への寄附は、約21,000人、約28億7,000万円でした。これによる令和2年度区民税からの控除額は約12億4,300万円となり、前年度から微増しています。



ふるさと納税の推移



P O I N T

平成27年は、特例控除の限度額の拡大や、ワンストップ特例制度導入の影響により、寄附金額は前年と比較して約5.5倍に急増しました。その後も、ふるさと納税の実績は増加し続け、令和元年の寄附金額は約28.7億円となりました。これによる翌年度の住民税の控除額は約12.4億円となり、財源流出の影響が懸念されています。



ふるさとと納税とは？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体（都道府県・区市町村）への「寄附金」のことをいいます。

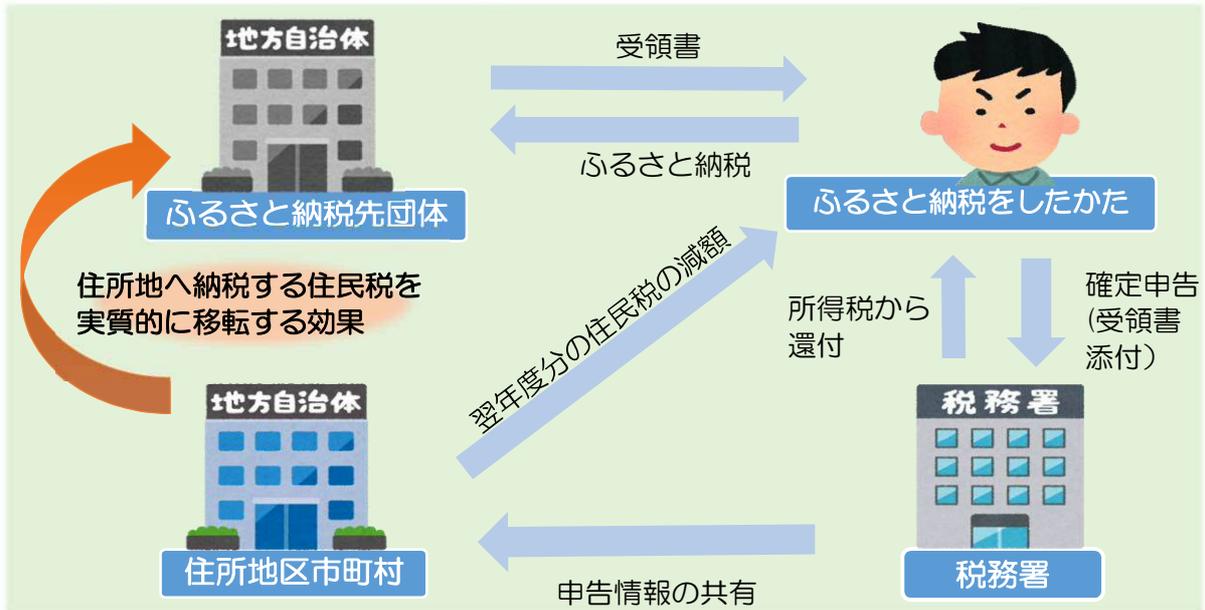
ふるさとと納税の意義



ふるさとと納税には以下の3つの大きな意義があります。
（総務省ふるさとと納税ポータルサイトより）

- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

ふるさとと納税の仕組み



控除額の内訳のイメージ

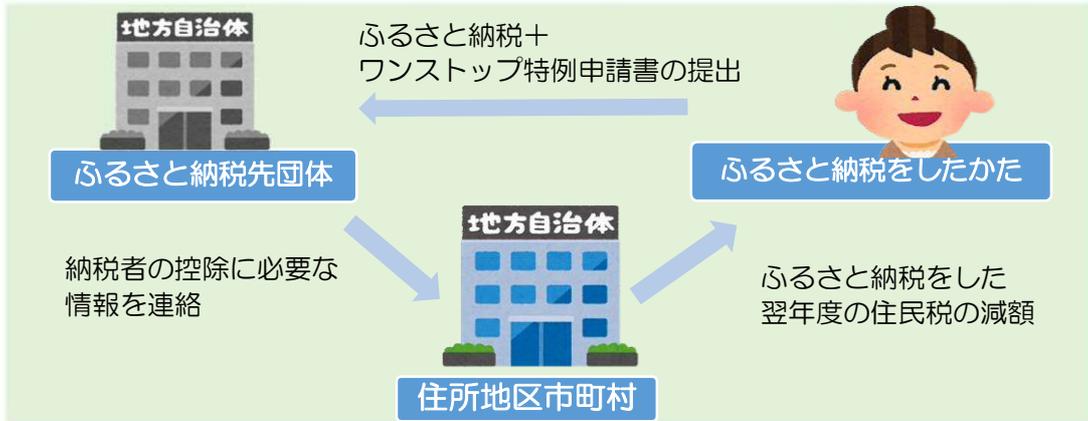


適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。（控除には一定の限度額があります）

住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。

ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、一定の条件を満たす給与所得者等について、所定の手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 確定申告が必要な給与所得者等のかた
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）の申告をするかた
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にふるさと納税をするかた

ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

← 控除外	→ 控除額		
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (申告特例控除額) <small>特例控除額×申告特例控除率</small>	住民税の控除額 (基本控除額) <small>(ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)</small>	住民税の控除額 (特例控除額) <small>(ふるさと納税額-2,000円)×特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度</small>

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)
ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が暮らすまちの財源はますます減少することになります。

豊島区の税収への影響

令和元年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は約28億7,000万円です。

⇒これにより、区民税は約12億4,000万円減収↓しています。

ふるさと納税に関する税制改正の経過(適用年度)

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金による控除が所得控除から税額控除となる ・ 自治体への寄附（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特別所得税の導入に伴い、特例控除も計算方法を一部変更
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大 ・ ワンストップ特例制度の導入
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度の導入

税務概要
コラム④

住民税の納め方とは？

住民税を納める方法は、3種類あります。

【普通徴収】

- ・区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。
- ・納期は年4回（6・8・10・翌年1月末日）

【特別徴収】

- ・事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引いて、納入する方法。
- ・納期は年に12回（6月から翌年5月に支給される給与から差し引く）

【年金特別徴収】

- ・公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。
- ・納期は年6回（4・6・8・10・12・翌年2月に支給される公的年金から差し引く）



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者となる事業主のかた

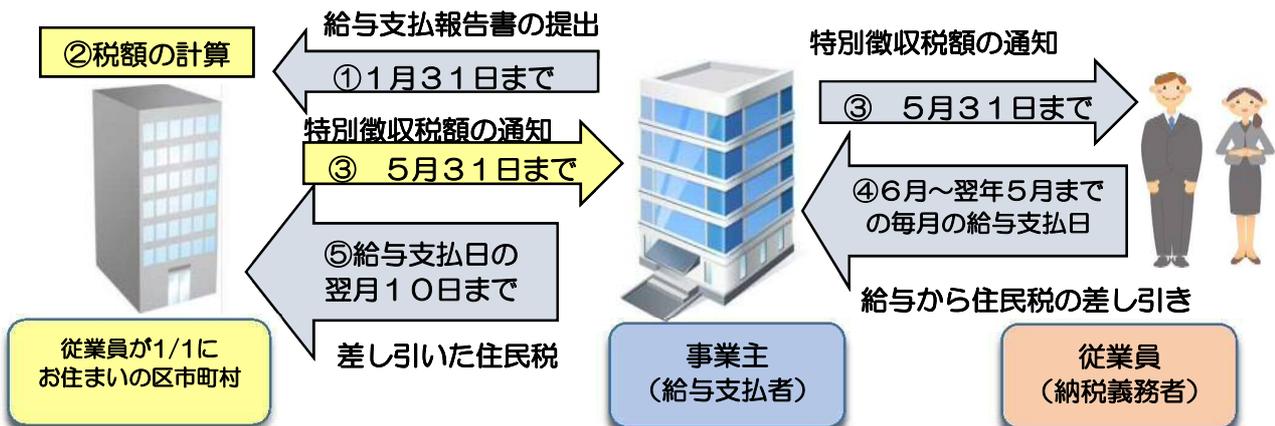
所得税の源泉徴収義務がある事業主のかたは、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収の対象となる従業員のかた

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされていますが、これまで普通徴収と特別徴収の区分は事実上選択制となっていました。これを「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しています。

特別徴収の仕組み



税務概要
コラム⑤

特別区民税の主な改正内容について (令和3年度適用)

1. 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられるとともに、給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられ、上限額が適用される給与収入金額が850万円となります。

給与所得控除額は右の表の通りです。

※給与等の収入額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5により求めます。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

2. 公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられるとともに、控除額の上限が設けられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195.5万円となります。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、その金額に応じて公的年金等控除額が引き下げられるようになります。

年金等所得控除額は以下の表のとおりです。

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額	65歳以上	330万円以下	110万円	90万円	
		330万円超 410万円以下	収入金額×25% + 27.5万円	収入金額×25% + 17.5万円	収入金額×25% + 7.5万円
		410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 68.5万円	収入金額×15% + 58.5万円	収入金額×15% + 48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% + 145.5万円	収入金額×5% + 135.5万円	収入金額×5% + 125.5万円
		1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
64歳以下	130万円以下	60万円	50万円	40万円	
	130万円超 410万円以下	収入金額×25% + 27.5万円	収入金額×25% + 17.5万円	収入金額×25% + 7.5万円	
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 68.5万円	収入金額×15% + 58.5万円	収入金額×15% + 48.5万円	
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% + 145.5万円	収入金額×5% + 135.5万円	収入金額×5% + 125.5万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

3. 基礎控除の改正

基礎控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、金額に応じて控除額が逡減し(下表)、2,500万円を超える場合に、基礎控除の適用がされないこととなります。

また、合計所得金額が2,500万円以下の場合、基礎控除に係る控除差額は実際の差額に関わらず一律5万円として計算します。

合計所得金額	基礎控除額		控除差額
	住民税	所得税	
2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	5万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	5万円
2,500万円超	適用なし		なし

4. 上記1～3の改正に伴う改正

①非課税限度額

給与・年金所得者の場合、現行と同様の取扱いとなるために以下のように変更されます。
前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

均等割・所得割ともにかからないかた

合計所得金額が
35万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1）±10万円+21万円 以下

所得割がかからないかた

総所得金額が
35万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1）±10万円+32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません

②配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件が「48万円以下」に引き上げられます。

③配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件は以下の通り変更になります。

区分		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額
配偶者の 合計 所得 金額	48万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超100万円以下		36万円		24万円		12万円
	100万円超105万円以下	31万円		21万円		11万円	
	105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円	
	110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円	
	115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円	
	120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円	
	125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円	
	130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円	

④扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件は「48万円以下」に引き上げられます。

5. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除が引き下げられたが、子育てや介護を行う世帯等に配慮するため、以下の対象者がいる場合には負担増が生じないように、給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得額から控除されます。

② 対象者

その年の給与収入額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当するかたです。

- ア 本人が特別障害者に該当するかた
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有するかた
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するかた

6. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、給与・年金どちらかの所得がある人については負担増は生じないが、給与・年金両方の所得がある人（以下の対象者）については負担増が生じるケースがあり、これをなくすために、給与所得控除後の金額（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

② 対象者

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるかたです。

7. 住民税の非課税措置における対象者の追加

① 制度の概要

子供の貧困に対応するため、住民税の障害者・寡婦・未成年者における非課税措置の対象者に、未婚のひとり親が追加されます。

② 対象者

以下のすべてに該当するかたが対象です。

- ア 生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）がいるかた
- イ 現在婚姻（事実婚状態を含む）をしていないかた、または配偶者（事実婚状態の方を含む）の生死が明らかでないかた
- ウ 前年の合計所得金額が135万円以下のかた



8. 新型コロナウイルスにより中止されたイベント入場料についての寄付金控除の特例

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除の対象とすることとされました。

※対象となるイベントには一定の条件があります。

第4章—納税状況等—

1 納税の方法（納税方法の種類と割合）

2 収納率の推移

3 滞納者の年齢及び滞納額

4 分割納付と納税の猶予

コラム⑥ こんなときどうすればいいの？納税 Q&A

5 督促・催告の推移

6 差押え件数と滞納額の推移

7 口座振替加入者数・率の推移

8 税証明発行数の推移

コラム⑦ 税金の還付とは？

コラム⑧ 収納率向上のための取り組み

4

1 納税の方法（納税方法の種類と割合）



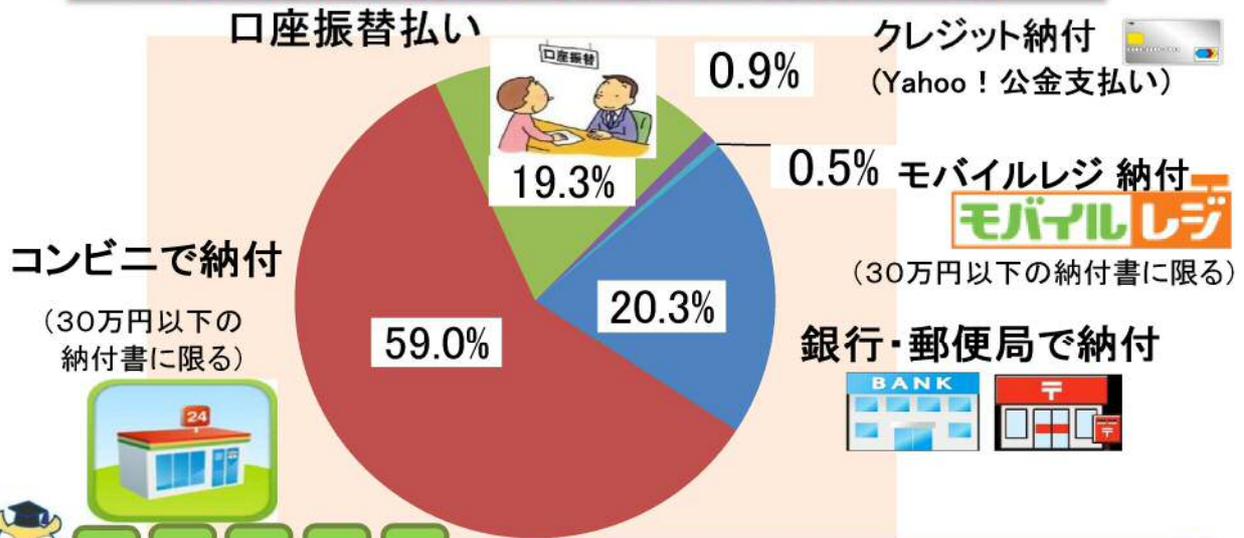
普通徴収の納付書が送られてきましたが、
どこで納付すればいいですか？

普通徴収の場合、納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなくとも、手続きをすれば口座振替・クレジット・モバイルレジでも納付することができます。



豊島区の納税方法別の収納割合

（令和元年度決算における普通徴収の納付件数割合）



P O I N T

住民税は様々な方法で納付が可能です。納税方法別の割合を見ると、コンビニ納付が半数以上を占めています。24時間営業で身近にあり、外出先でいつでも納付ができます。2割を占める口座振替払いは、自動引落しのため納め忘れがなく便利です。近年、自宅で納付手続きができるクレジット納付やモバイルレジ納付(※)が増えてきています。

令和2年6月1日より電子マネー(LINE Pay)や、クレジットカード(モバイルレジクレジット)で納付ができるようになりました。事前にアプリのダウンロードが必要です。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。事前にネットバンキングの登録が必要です。

2 収納率の推移

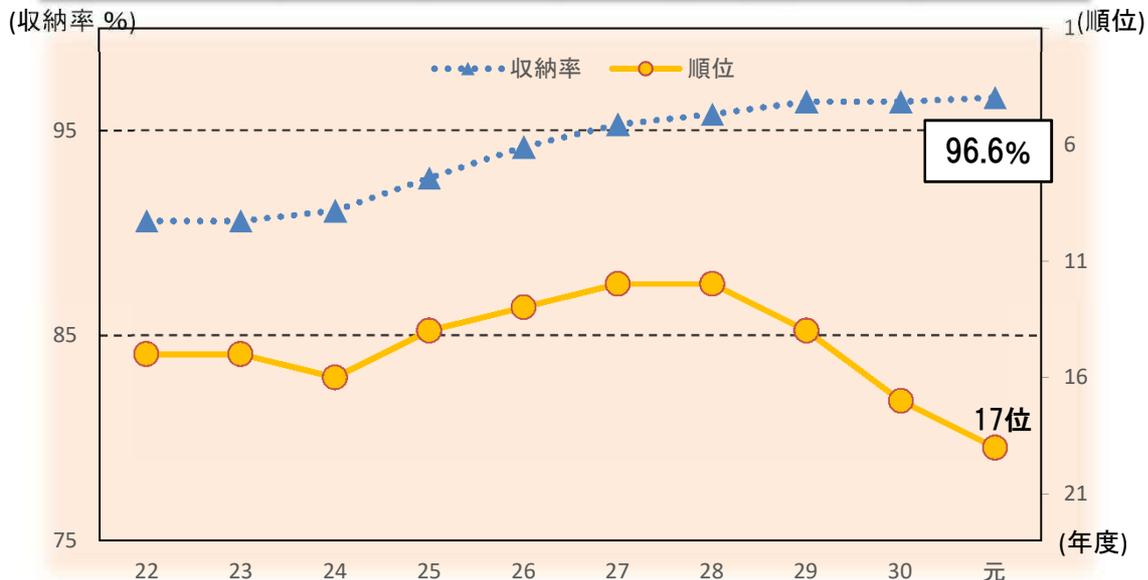


豊島区の収納率はどのくらいですか？

令和元年度の収納率は96.6%で過去最高となりました。22年度より10年連続で、収納率が向上しています



特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合

【 収納率 = 収納額 ÷ 課税額 】



P O I N T

休日・夜間の納税相談、滞納整理業務体制の変更、ショートメッセージサービス(SMS)による催告、差押えの強化など収納率向上のために様々な対策を講じています。

また、コンビニ収納・モバイル収納・クレジット収納等の納税方法の多角化に注力してきた結果、令和元年度は96.6%と過去最高の収納率になっています。

3 滞納者の年齢及び滞納額



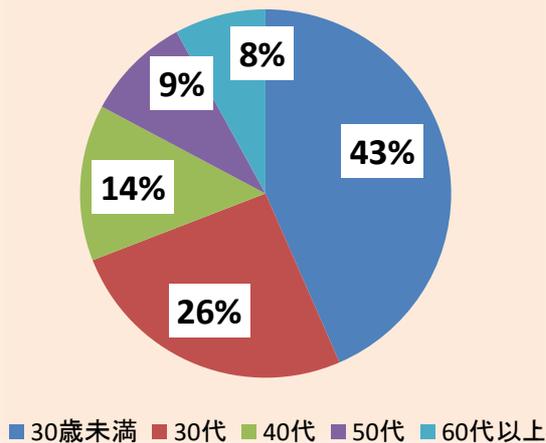
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況ですか？

令和元年度末では、年齢は30歳未満の方が最も多く、滞納額では10万円以下の滞納を抱えている方が約7割を占めています。

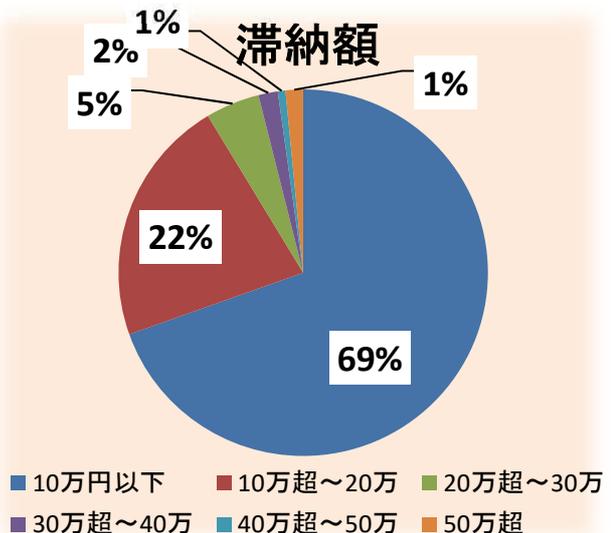


滞納者の年齢・滞納額の構成割合(令和元年度末)

滞納者の年齢



滞納額



P O I N T

滞納する主な理由は、納税相談から下記のとおりであることがわかりました。

- 【経済的困窮】 失業、倒産などで世帯収入が減少した。
病気、育児、加齢などにより就労ができない。
就労先が見つからない。
- 【その他】 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
個人的債務を優先した。
住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
会社の給料から差し引いていると思っていた。

4 分割納付と納税の猶予



退職や入院などで納付書の期限に納付ができないときはどうすればいいですか？

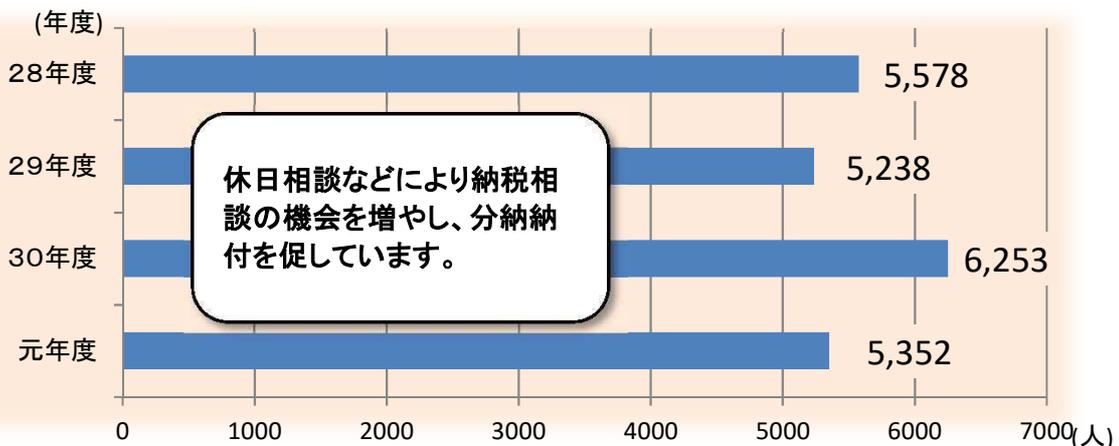
住民税は前年の収入によって決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。

納税が困難になったときは、まずにご相談ください。

生活状況をお伺いしたうえで、分割して納付することもできます。ただし、延滞金が発生することがあります。



分納申請者数の推移



P O I N T

【地方税法第15条】

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。

税務概要
コラム⑥

こんなときはどうすればいいの？ 納税Q & A

・納付書を紛失した。・納付期限を過ぎてしまった。

納付書の紛失や期限が過ぎてしまった場合は、必ず税務課へご連絡ください。納付書を再発行します。納付書は郵送または窓口でお渡しします。

★納付書による納付以外にも、便利な納付方法があります★



**クレジットカードで
納付が可能です★**

便利でスピーディな支払が可能に
納付書を持ってコンビニや区役所に行かずに
納付ができ、時間を節約できます。

クレジットカードの立替払いの機能を利用
納付期限内にクレジットカードで決済をすれば、
実際の引き落としまで支払を猶予できます。

▼クレジットカード納付の注意点▼

- ①支払手続完了から納税証明が発行できるまで【14日から35日程度】要します。
- ②手続完了後は、【取消・返金】はできません。
- ③納付金額に応じて【手数料】がかかります。
*Yahoo!公金支払いは、2022年3月末をもってサービスを終了します。

**口座振替(自動払込)で
納付忘れを防げます★**

うっかり忘れの心配なし
納期限の日に指定の口座から自動で引き落とされるため、確実に納付できます。

安全かつ便利な納付が可能に
金融機関へ出向かないため、現金を
持ち歩く必要がなく、安全です。引落上限額
や手数料もありません。

納税の相談がしたい。

納期限までに納付がされていないと、後日「督促状」が発送されます。督促状を発送してもなお滞納が続き、納税相談がない場合、法に基づいた財産調査、滞納処分が執行されます。必ず納期限までに納付してください。また止むを得ない事情により、期限内の納付ができない場合は必ず税務課にご相談ください。

引っ越したあとの住民税はどうなるのか。

住民税は、前年中の所得金額が一定以上ある方に対し、1月1日現在に住んでいる（住民票がある）自治体で課税されます。例えば、令和2年1月2日にA区からB区へ引っ越した場合も、令和2年度の住民税はすべて引っ越す前のA区に納める必要があります。

ご不明な点は税務課担当までお問い合わせください！



5 督促・催告の推移

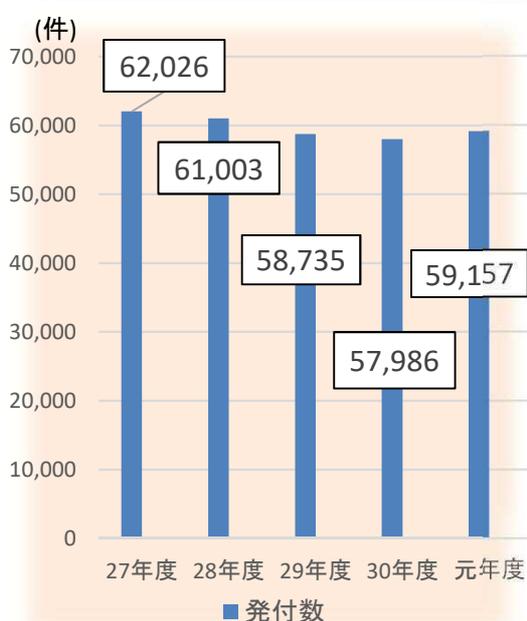


督促状・催告書はどのくらい発付されていますか？

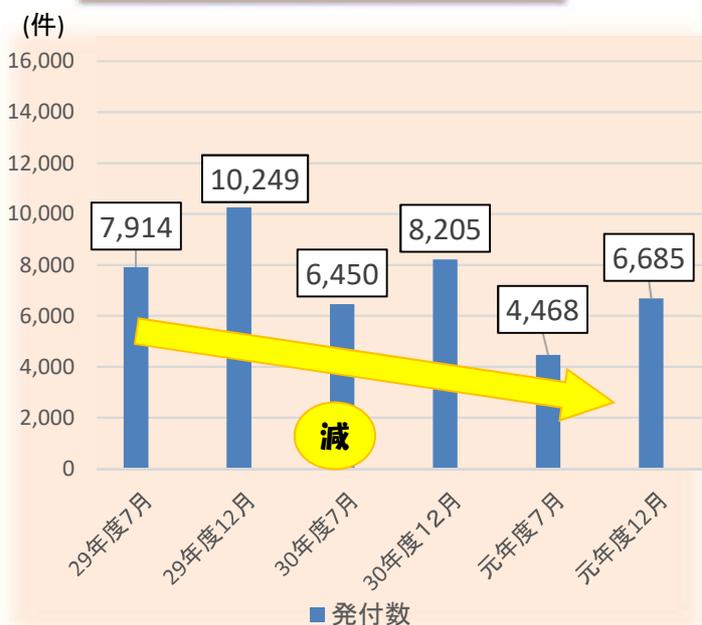
令和元年度は、督促状を約59,000通発付しています。
催告書は7・12月の合計で約11,000通発付しています。



督促状の推移



催告書の推移



POINT

督促状とは？

納期限までに納付がない場合、地方税法に基づいて納付がない全ての方に発付されます。納期限内に納税する方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。

催告書とは？

督促状を発付してもなお納付がない方へ発付しています。滞納額の減少に伴い、発付数は減少傾向にあります。7月と12月を比較した場合、12月の発付数が多い理由は催告対象期別が増えるためです。

7月催告→滞納繰越分のみ、12月催告→滞納繰越分＋現年度第1期、第2期

6 差押え件数と滞納額の推移

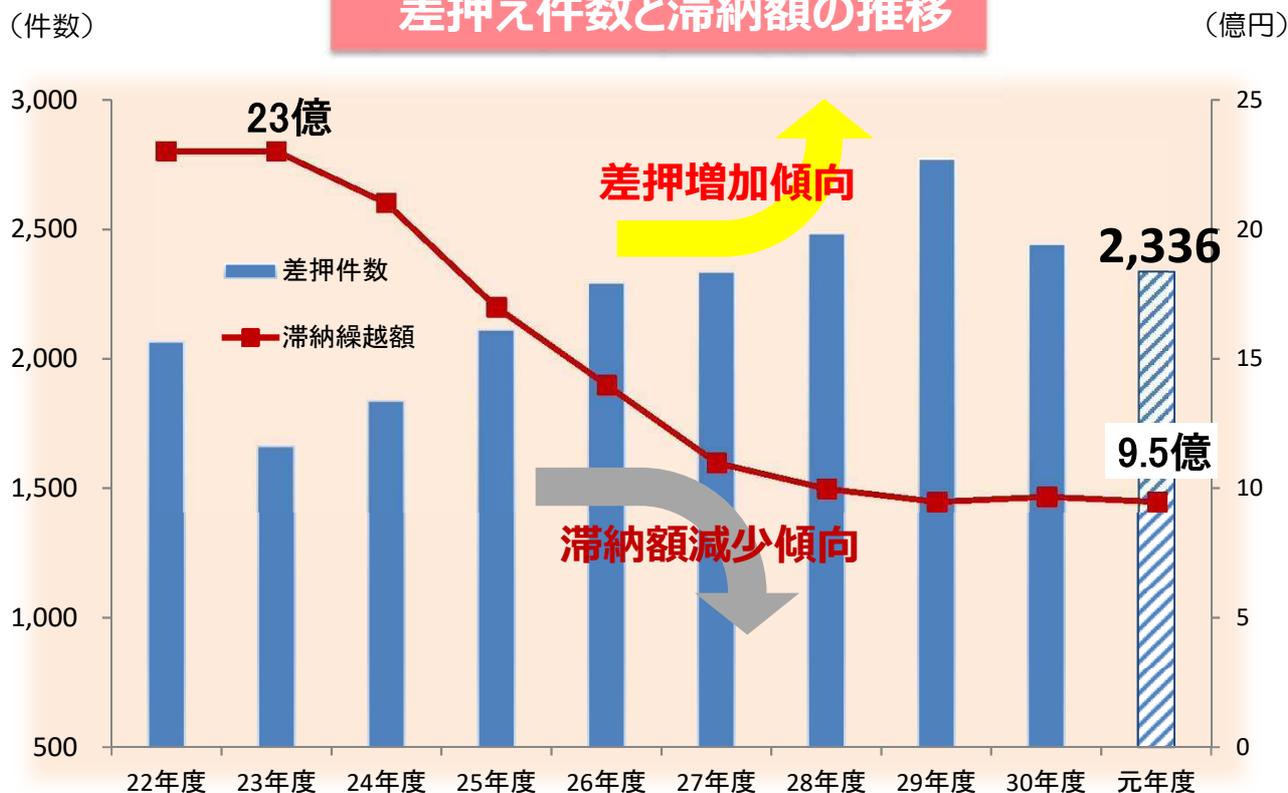
豊島区ではどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？



令和元年度は約2,300件の差押えを実施しました。
差押え件数は増加傾向、滞納額は減少傾向にあります。



差押え件数と滞納額の推移



P O I N T

平成24年度から集中的な財産調査、差押えによる滞納処分を強化しました。窓口、電話での納税交渉や早期に滞納整理を進めた結果、令和元年度の滞納額は、9億円台まで圧縮することができ、おおむね減少傾向となっています。今後も滞納額の更なる減少を目指し、早期の納税交渉を積極的に進めていきます。

7 口座振替加入者数・率の推移

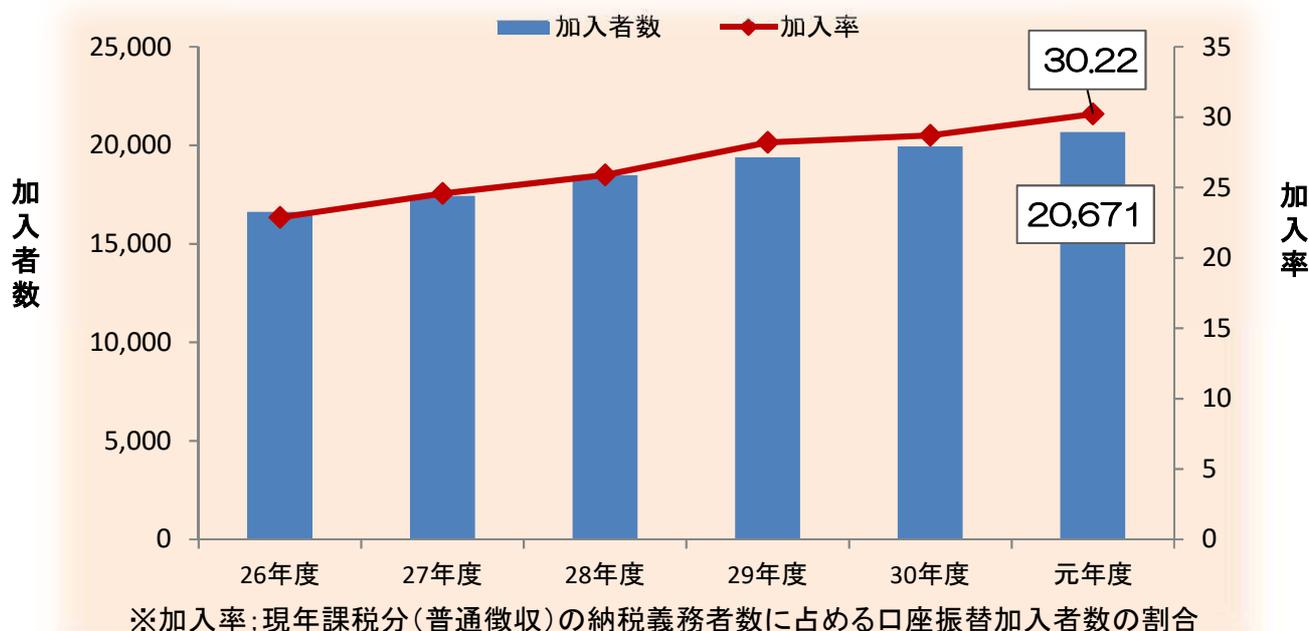


口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

口座振替加入者は令和元年度で約20,700人。
普通徴収の納税義務者に占める割合は約3割です。



口座振替加入者数（率）の推移



P O I N T

口座振替にすることで、納めに行く手間が省け、納め忘れが防げます。

そこで、口座振替の受付に関する手続きを電子化し、キャッシュカードがあれば、区役所の窓口で手続きができる「ペイジー(※)」の導入や、督促状に口座振替申込書を同封するなど、口座振替の推進を行っています。26年度以降は加入者数、口座振替率ともに増加傾向にあります。

また、納め忘れを防ぐことで、督促状・催告書の発付にかかる時間や経費が縮小されます。(※)取扱金融機関に限りがあります。

8 税証明発行数の推移

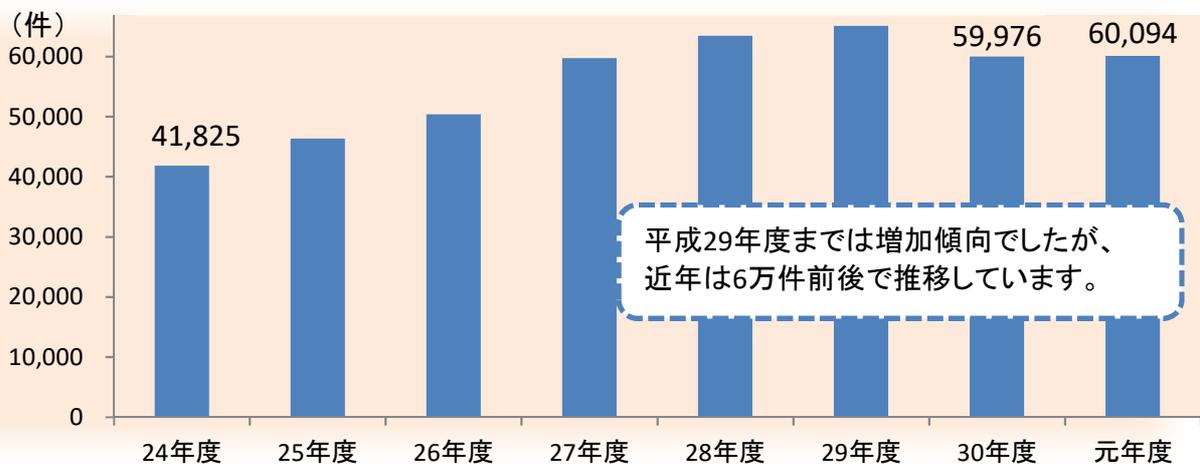


税証明はどれくらい発行されていますか？

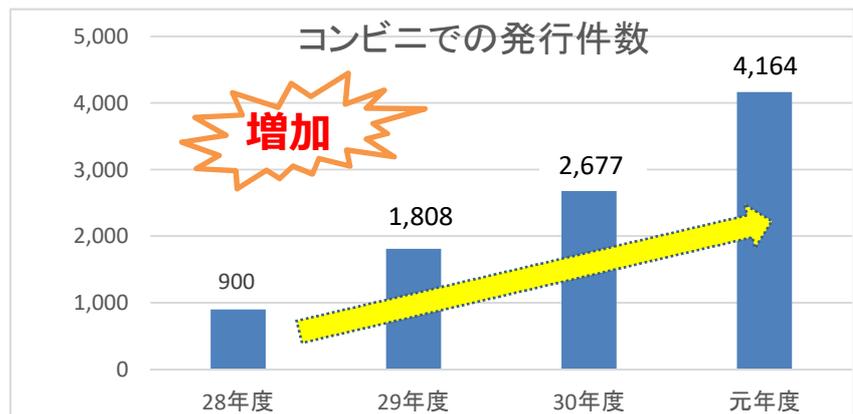
令和元年度は、約60,000件を発行しています。



税証明発行数の推移（税務課発行分ほか）



平成28年度よりマイナンバーカードを利用したコンビニでの発行が出来るようになりました。



P O I N T

近年、シルバーパスなどの収入や所得の制限がある行政サービスが拡充され、審査のための税証明の発行が増加しています。平成28年度から始まったコンビニでの発行数も年々、増加しています。

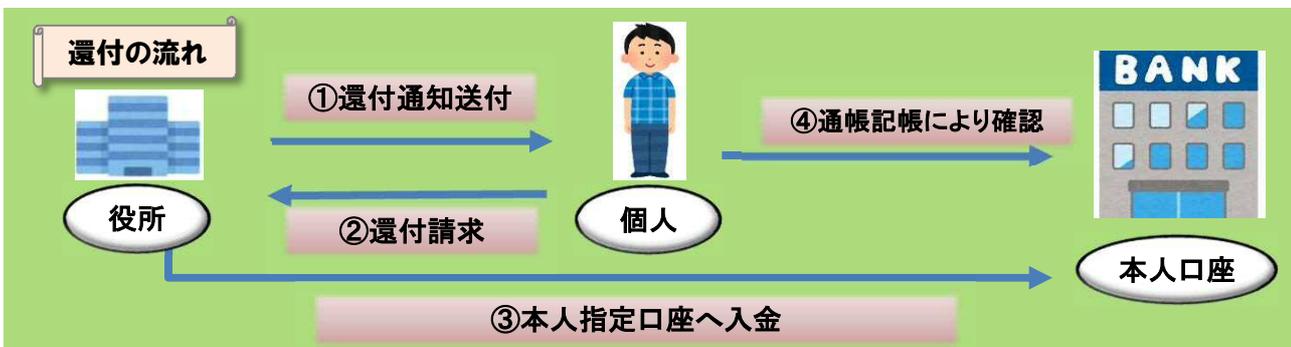
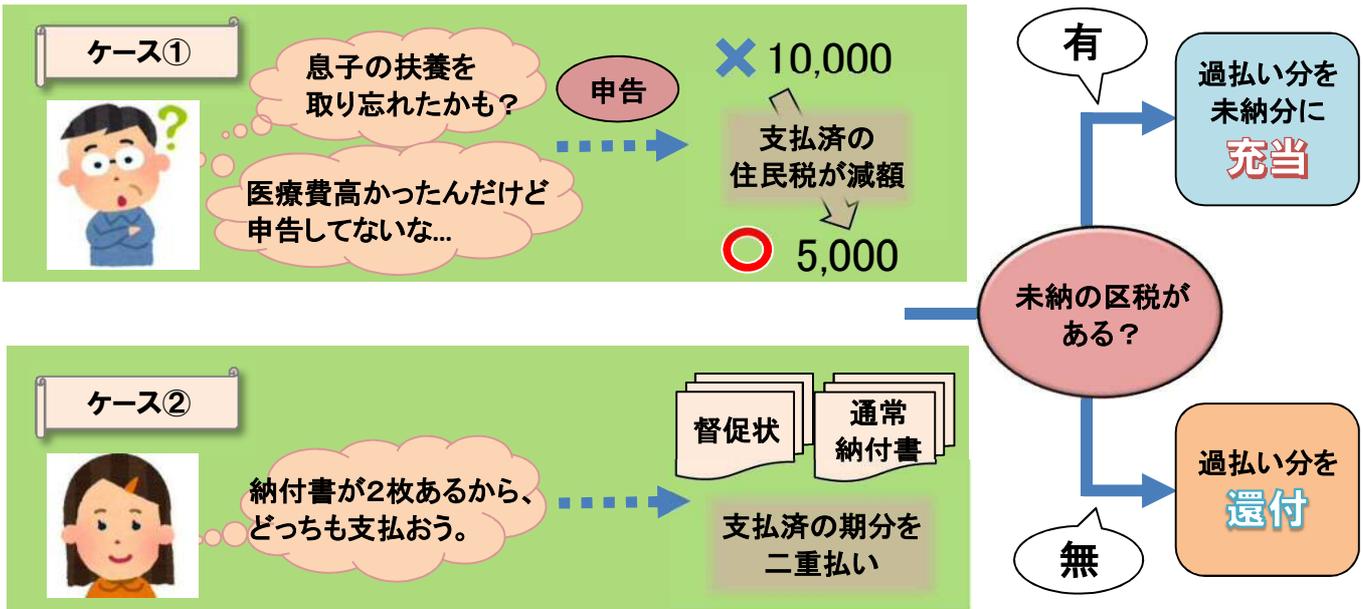
なお、税務課窓口で証明を発行する場合、PayPayでの支払いも可能になりました。

税務概要
コラム⑦

税金の還付とは？



税金を多く払いすぎたり、間違って払った時に、その分を返すことです。



※入金まで1か月程度かかる場合があります。

**区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！**



電話のみのご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は税務課担当までお問い合わせください！

税務概要
コラム⑧

収納率向上のための取り組み



豊島区では、収納対策として携帯電話、スマートフォンのショートメッセージサービス機能（SMS機能）を活用した催告、納付案内をしています。その他、収納方法の拡大やベトナム語、中国語に対応する相談員による納付案内など特色のある取り組みを行っています。

豊島区での収納対策事例

ショートメッセージサービス(SMS) による納付案内・催告

SMSは携帯電話の番号だけで、メッセージを送信できる機能です。この機能を活用して納付案内、催告を行っています。従来の訪問や電話、文書による案内と併せることでより確実に情報を区民の方に届けます。

イメージ



収納チャネルの拡大

スマートフォンのアプリを利用して、クレジットカード（モバイルレジ）や電子マネー（LINE Pay）で納付できるようになりました。納付書のバーコードを読み込み、24時間いつでも納付できる便利な納付方法で納付を促します。



ベトナム語・中国語 専門相談員による納付案内

近年多くの外国籍の方が豊島区に転入し、住民税を滞納するケースが増えています。そのため、ベトナム人、中国人の職員を配置し、電話での納付勧奨と窓口での税に関する相談の通訳等により、住民税への理解（住民税の制度、納付義務、納付方法等）の促進と滞納の抑制を図っています。

ファイナンシャルプランナーによる 生活相談業務

税制や住宅ローン、生命保険、年金制度などの幅広い知識を備えた「ファイナンシャルプランナー」による相談を行っています。

住民税の納付が困難な方に、借金、過払い金の債務問題や支出の見直しといった生活改善等の支援を通じて、滞納の解消に繋がります。

第5章—軽自動車税—

- 1 軽自動車税（登録台数・課税額）の推移
 - 2 軽自動車税（収納率）の推移
 - 3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
 - 4 23区別人口に対する軽自動車保有率
- コラム⑨ 軽自動車税の歴史と新たな制度

5

※本章における軽自動車税とは、軽自動車税（種別割）を指します。

1 軽自動車税（登録台数・課税額）の推移

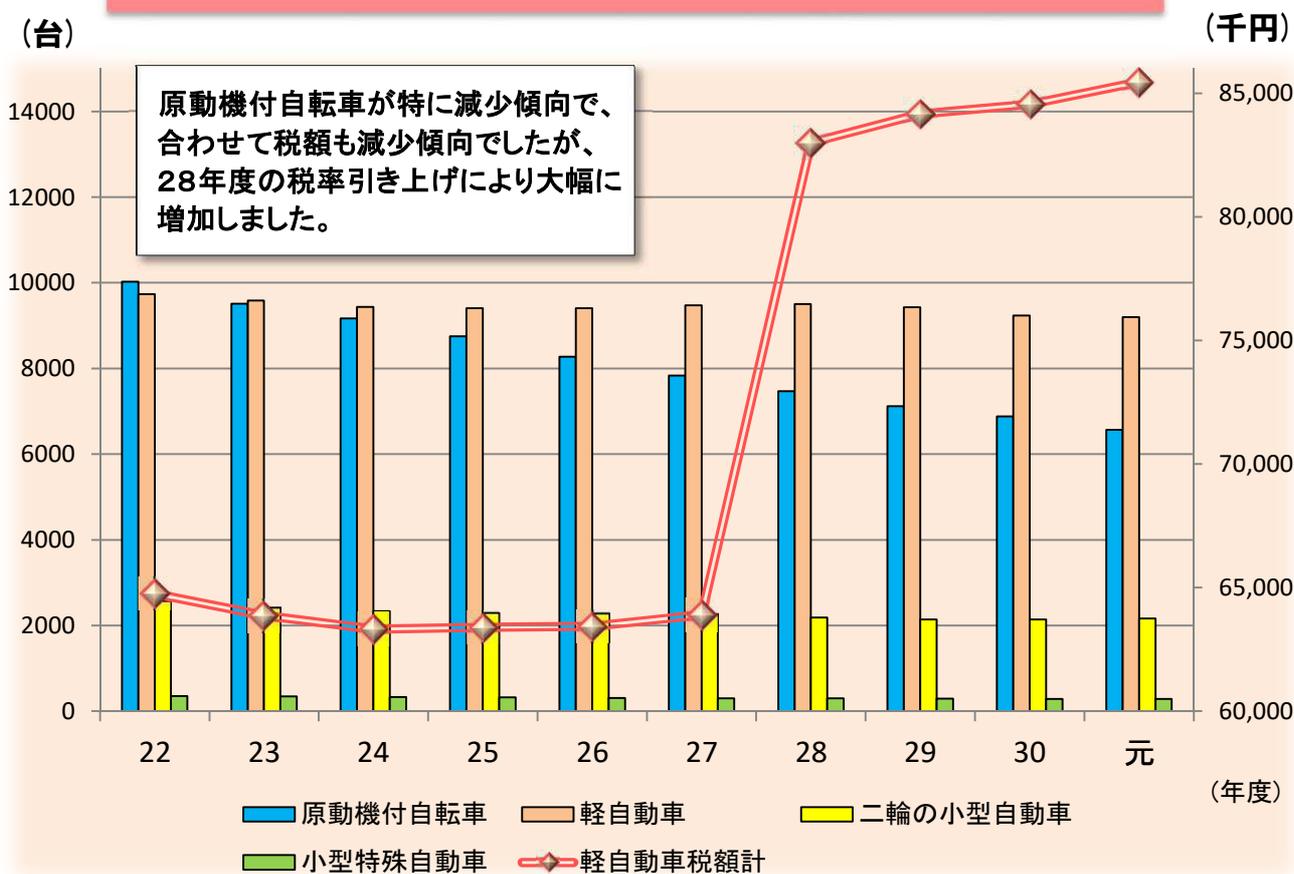


軽自動車税の登録台数・課税額の推移を教えてください。

登録台数の減少に伴い、課税額も減少傾向にありましたが、28年度の税額変更により課税額が増えています。



軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



(台数、税額の数値はP69参照)



P O I N T

元年度軽自動車税の登録台数は、全体で約1万8,000台で、税額は約8,500万円です。28年度から標準税率が引き上げられたこと等により、登録台数はほとんど変わりませんが、課税額が大幅に増加しました。29年度以降も、登録台数はほとんど変わりませんが、グリーン化特例(軽課)適用車の軽減期間が終了し、本来の税率へ移行したことにより課税額が増加しています。

2 軽自動車税（収納率）の推移

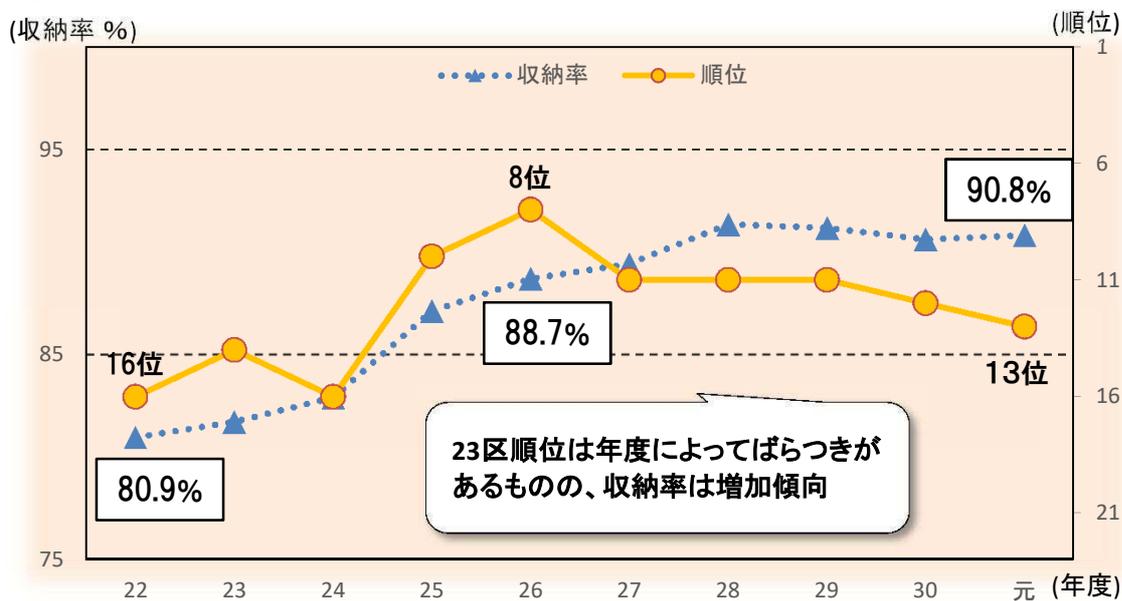


元年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

元年度の収納率は90.8%で、豊島区は23区の中で13位でした。



軽自動車税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合

【 収納率 = 収納額 ÷ 課税額 】



P O I N T

収納率は平成22年度は80.9%（16位）でしたが、収納推進の取組み等により年々上昇し、令和元年度は90.8%（13位）でした。

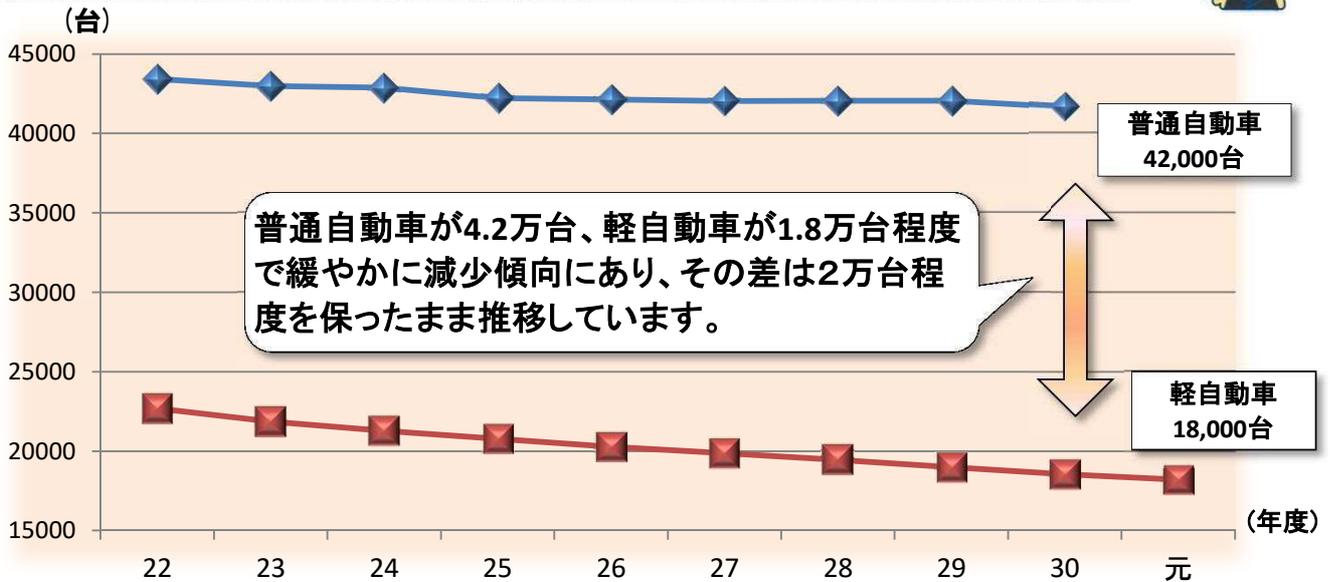
なお、納付利便性の向上を図るため、納付書、コンビニ納付、モバイルレジによる納付に加え、令和2年6月から、LINE Pay、モバイルレジ・クレジットによる納付も可能となりました。

3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較



豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数は
どちらが多いですか？

概ね2対1の割合で普通自動車の保有台数の方が
多くなっています。

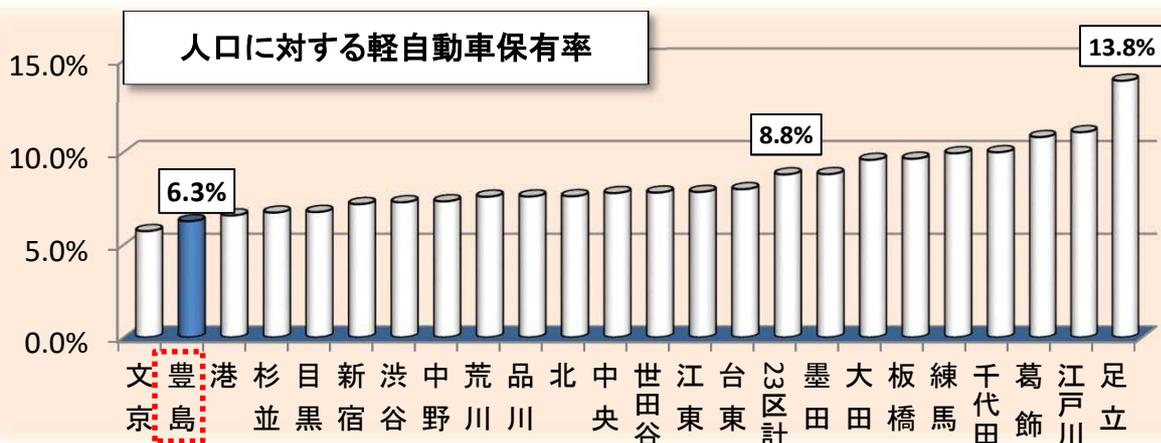


4 23区別人口に対する軽自動車保有率



豊島区の軽自動車を持っている人の割合はどれくらいで
すか？

豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、
23区で2番目に軽自動車保有率が低くなっています。

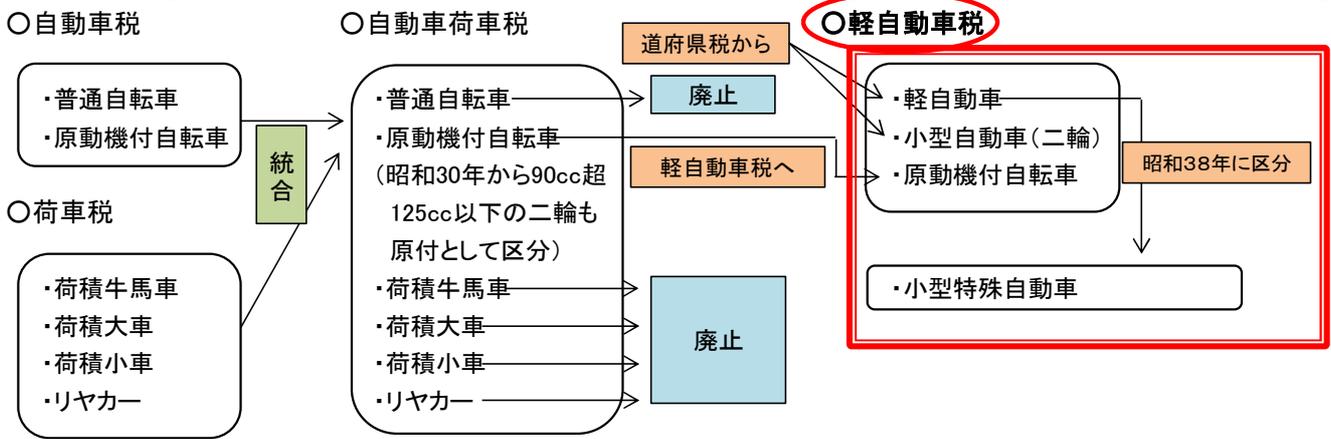


税務概要
コラム⑨

軽自動車税の歴史と新たな制度



昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年

昭和29年

昭和33年

「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照



令和元年10月1日、自動車税の制度が大きく変わりました。

軽自動車に関わる主なポイントは、以下の3つです

1. 環境性能割の導入

令和元年10月1日、これまでの「自動車取得税」は廃止され、新たに「環境性能割」が導入されました。

- ・ 税率は、燃費性能等に応じて決定され、軽自動車の場合は0～2%となります。(※)
- ・ 課税のタイミングは、自動車(軽自動車)の取得時(購入時)です。
- ・ 新車・中古車を問わず対象になります。
- ・ これまでの「軽自動車税」は、「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

2. 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に、自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

- ・ 臨時的軽減の割合は、燃費基準達成度等に応じて決定されます。(※)

3. 特例措置の見直し

グリーン化特例(軽課)の見直し

令和3年度及び令和4年度に購入する自家用車について、燃費性能等に応じ購入の翌年度に課される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)を軽減する特例の適用対象が電気自動車等に限定されます。(※)

(※) 税率や軽減割合の詳細は、総務省のホームページで、ご覧いただけます。

第6章—たばこ税—

- 1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移
- 2 たばこ税収入の23区比較
- 3 23区の税収に占めるたばこ税の割合
- 4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）

コラム⑩ たばこ税とは？

コラム⑪ たばこ税率改正について・加熱式たばことは？

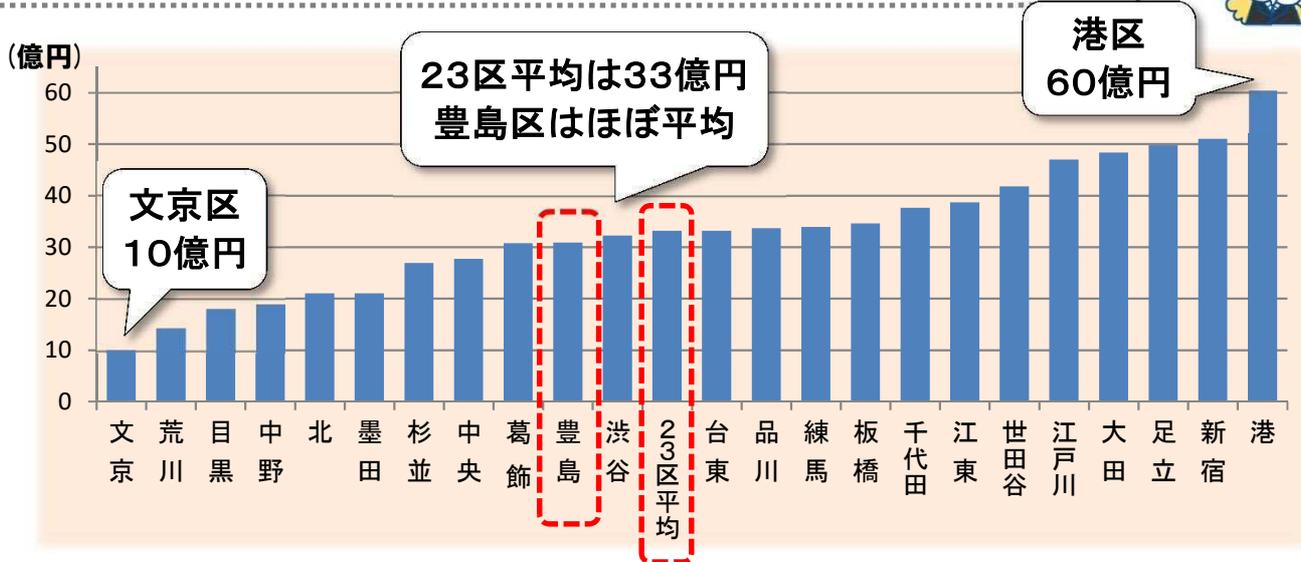
6

2 たばこ税収入の23区比較



23区のたばこ税収入はどのような状況ですか？

最も税収が多い港区と、最も少ない文京区では50億円の差があります。
豊島区は31億円で、ほぼ23区平均と同じです。

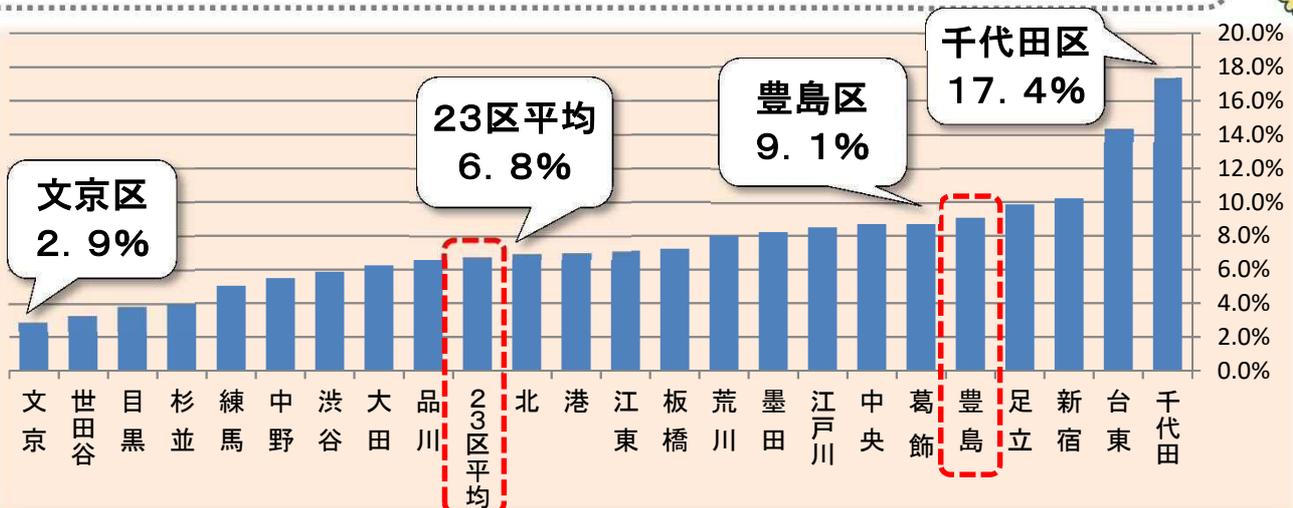


3 23区の税収に占めるたばこ税の割合

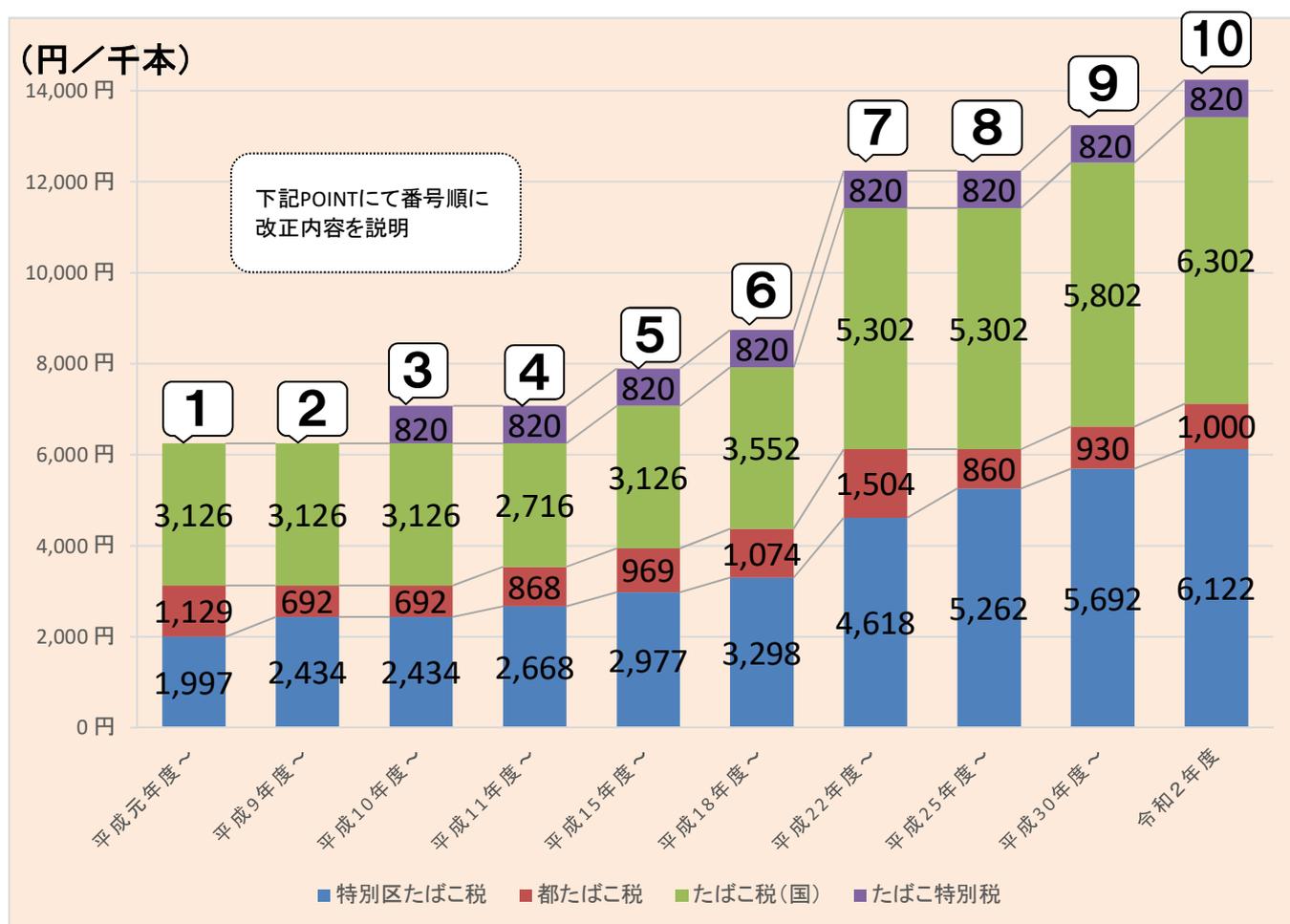


たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

最も割合が大きい千代田区は、税収の約5分の1がたばこ税で、最も小さい文京区は2.9%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）



P O I N T

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③H10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④H11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤⑥⑦たばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。(H15年7月/1H8年7月/H22年10月)
- ⑧H25年4月から、都から区への税源移譲。
- ⑨H30年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑩R2年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。(R3年も税率改正を予定)

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

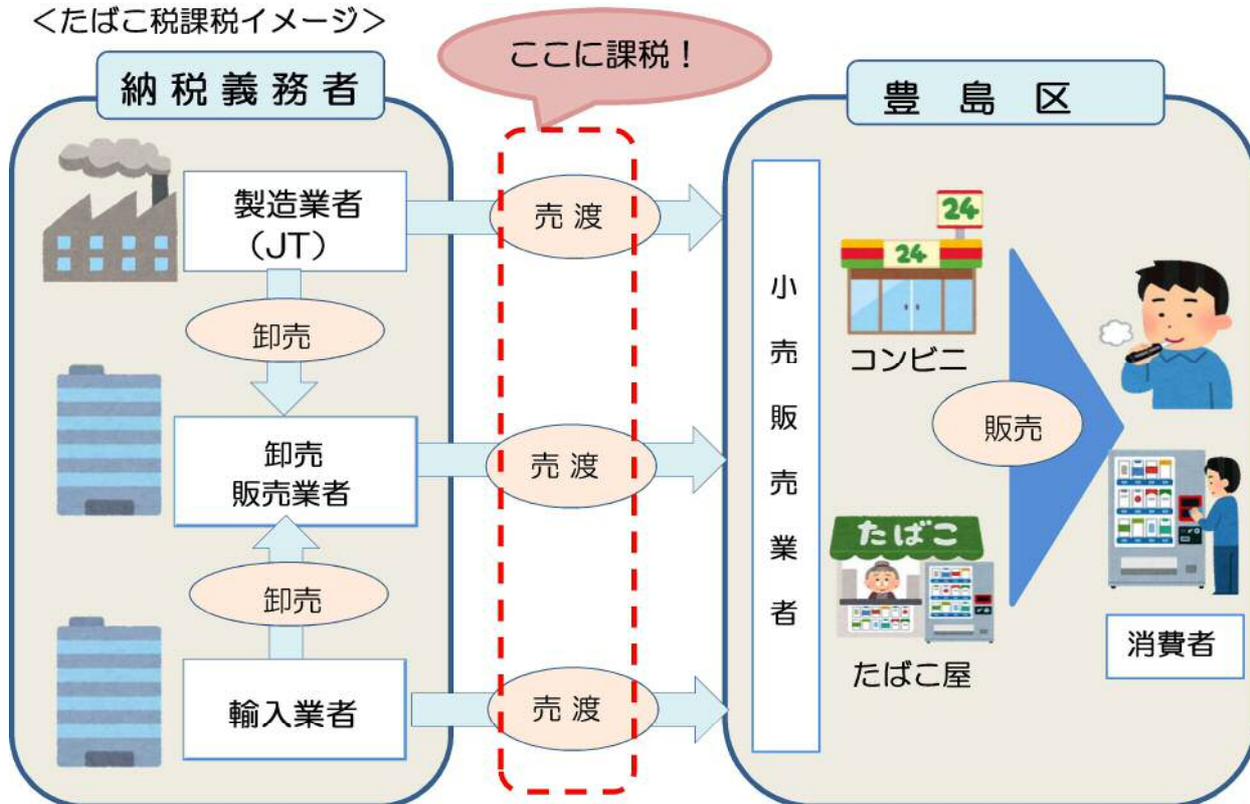
税務概要
コラム⑩

たばこ税とは？

課税概要

納税義務者	たばこ製造者（JT）または輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

<たばこ税課税イメージ>



たばこ税率

代表的な紙巻たばこの税額(小売定価540円20本入り)

税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	122.44円	6.122円
都たばこ税	20.00円	1.000円
国たばこ税	126.04円	6.302円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	49.09円	2.455円
合計	333.97円	16.699円

区内の売り上げが多くなれば、豊島区の収入が増えることになります。



地方税

国税


 税務概要
 コラム⑪

たばこ税率改正について

たばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、製造たばこに係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられています。これに伴い、たばこ販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計20,000本以上のたばこを販売のために所持している場合には、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。
 ※旧三級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、ウルマの6銘柄）については、平成28年より4年間かけて税率が改正され、手持ち品課税が実施されました。

税の種類	税率（1,000本あたり）			
	平成30年 9月30日まで	平成30年 10月1日から	令和2年 10月1日から	令和3年 10月1日から
特別区たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
都たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
国たばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円


 4年かけて、1本あたり3円増税されます。


加熱式たばことは？



加熱式たばこは、葉たばこを燃やすのではなく加熱して発生した蒸気を吸う製品たばこのことです。近年、新しいたばこのスタイルとして販売され、急速に市場での拡がりを見せています。

たばこ税は、製造たばこの本数を基準にしており、加熱式たばこはその重量を本数に換算（1グラム=1本）として計算していました。加熱式たばこは、基準となるたばこ葉の重量が製造たばこに比べて少ないために、製造たばこより課税額が低額となっていました。

そこで、平成30年より、「重量」と「価格」を製造たばこの本数に換算する方式に、5年かけて段階的に移行しています。

令和2年10月1日～令和3年9月30日の本数換算

次のイ～ハの合計本数によります。

イ その重量（フィルター等を含む。）1gを1本に換算した本数に0.4 を乗じた本数

ロ その重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算した本数に0.6 を乗じた本数

ハ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に0.6 を乗じた本数

第7章—狭小住戸集合住宅税—

- 1 狭小住戸集合住宅税の課税概要
- 2 税創設の経緯
- 3 税収の推移
- 4 税による効果



1 狭小住戸集合住宅税の課税概要

狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）

とはどのような税ですか？



30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。



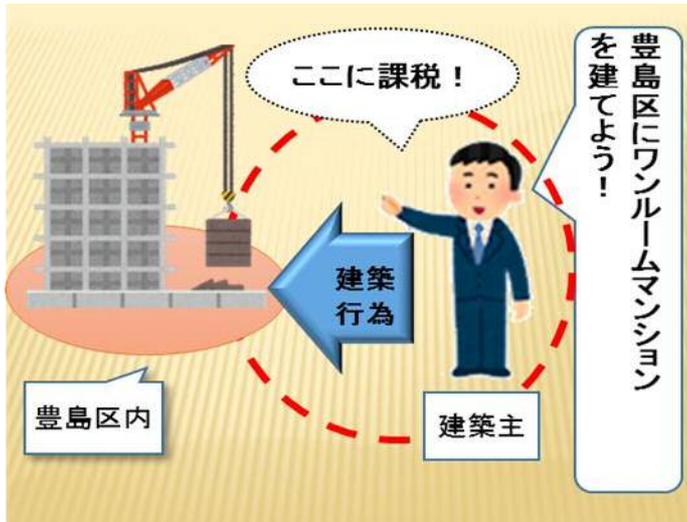
① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

② 課税対象・税率

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等を行うときに課税。

税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定
されている税

法定外税

狭小住戸
集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に
新設した税

普通税

特にその用途を特定しないで
徴収される税

ex. 住民税など多数の税

目的税

税収の使いみちが決まっている税

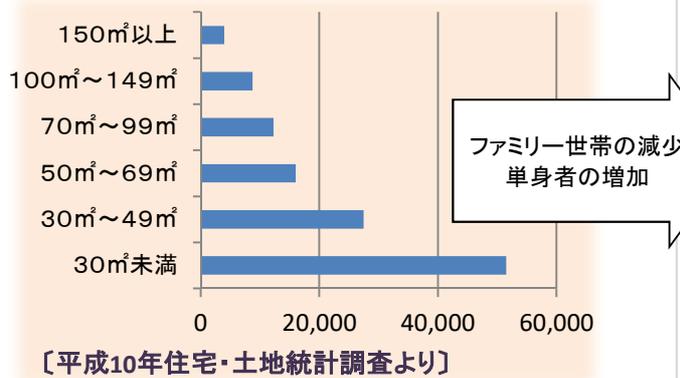
ex. 入湯税

特定施設の整備や、観光の振興に
要する費用に充てる

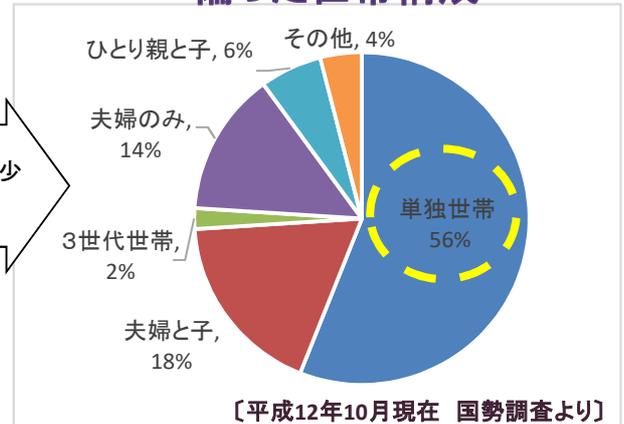
2 税創設の経緯

豊島区特有の住宅事情、世帯構成

狭小なものに偏った住宅ストック



偏った世帯構成



- ・30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- ・小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新設の同意

”平成16年6月”から本税の条例を施行

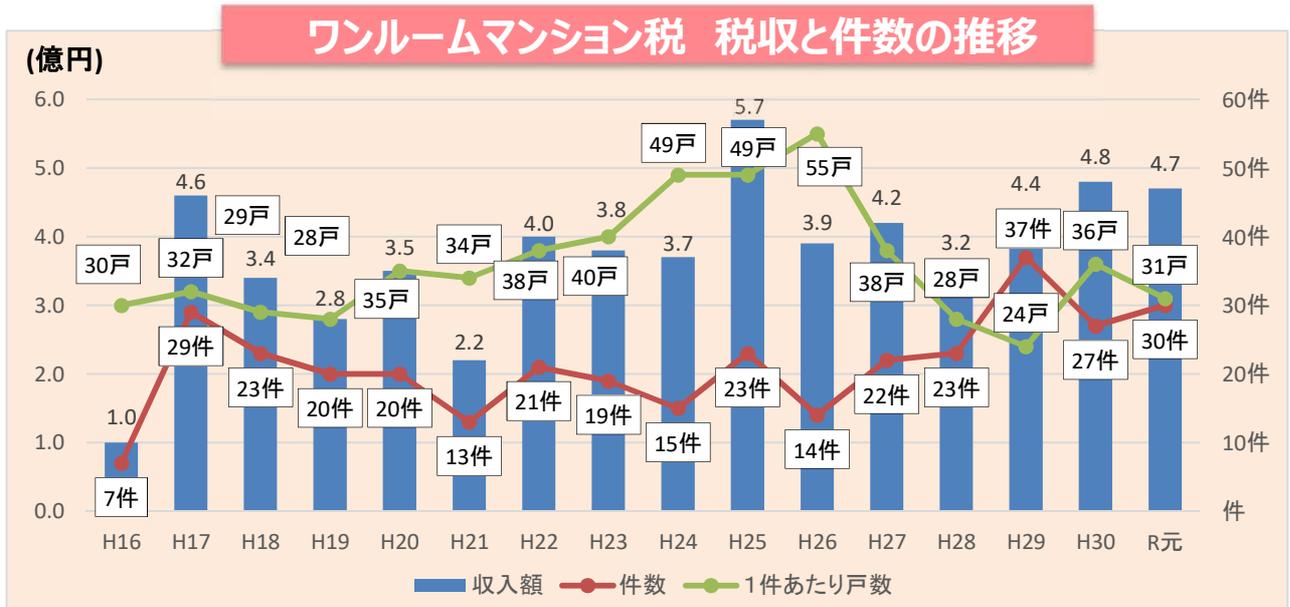
税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年、平成30年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**令和5年まで本税が継続することが決定**しています。

3 税収の推移



狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績はどの位ですか？

平成16年の税施行から令和元年度までの16年間で約60億円、343件の収入実績があります。1年平均で約3.7億円の税収です。



4 税による効果

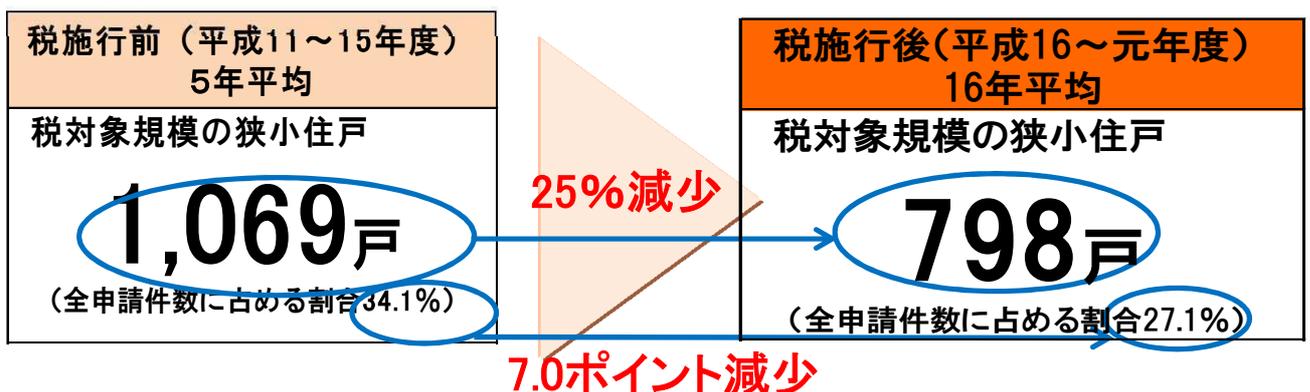


狭小住戸集合住宅税の効果はありますか？

税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税による建築抑制効果が確認されています。



税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると...





使用データ



1-1 豊島区の収入【元年度決算】

(単位;千円)

区分	金額	構成比
歳入合計	146,297,624	100.00
特別区税	34,079,350	23.29
地方譲与税	433,969	0.30
利子割交付金	94,708	0.06
配当割交付金	471,544	0.32
株式等譲渡所得割交付金	291,573	0.20
地方消費税交付金	6,268,192	4.28
自動車取得税交付金	127,146	0.09
環境性能割交付金	44,929	0.03
地方特例交付金	608,630	0.42
特別区交付金	33,733,987	23.06
交通安全対策特別交付金	25,077	0.02
分担金及び負担金	1,297,408	0.89
使用料及び手数料	3,306,229	2.26
国庫支出金	22,807,572	15.59
都支出金	11,040,161	7.55
財産収入	4,415,465	3.02
寄附金	150,956	0.10
繰入金	16,437,281	11.24
繰越金	1,037,695	0.71
諸収入	4,117,453	2.81
特別区債	5,508,300	3.76

1-2 特別区(23区)の収入【元年度決算】

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位
千代田	21,648,748	37,662,652	59,311,400	36.5%	5
中央	31,882,791	70,379,940	102,262,731	31.2%	8
港	86,173,095	72,800,316	158,973,411	54.2%	1
新宿	49,902,484	99,814,923	149,717,407	33.3%	6
文京	34,898,452	82,403,427	117,301,879	29.8%	9
台東	23,099,371	85,408,313	108,507,684	21.3%	16
墨田	25,606,837	100,330,650	125,937,487	20.3%	19
江東	54,350,099	148,780,352	203,130,451	26.8%	12
品川	51,272,907	132,884,154	184,157,061	27.8%	10
目黒	47,085,550	61,830,758	108,916,308	43.2%	3
大田	77,473,951	203,202,952	280,676,903	27.6%	11
世田谷	126,420,478	203,107,782	329,528,260	38.4%	4
渋谷	55,062,246	55,824,588	110,886,834	49.7%	2
中野	34,734,459	115,178,602	149,913,061	23.2%	15
杉並	66,761,446	139,206,295	205,967,741	32.4%	7
豊島	34,079,350	112,218,274	146,297,624	23.3%	14
北	30,218,814	125,854,573	156,073,387	19.4%	20
荒川	18,009,629	83,189,539	101,199,168	17.8%	21
板橋	47,918,750	179,135,829	227,054,579	21.1%	17
練馬	67,494,332	206,728,918	274,223,250	24.6%	13
足立	50,554,585	244,524,426	295,079,011	17.1%	22
葛飾	35,117,607	175,592,660	210,710,267	16.7%	23
江戸川	55,409,908	209,565,455	264,975,363	20.9%	18
23区計	1,125,175,889	2,945,625,378	4,070,801,267	27.6%	

2-1 特別区税の内訳【元年度決算】

(単位:千円)

区分	税額	構成割合
特別区民税	30,433,810	89.3%
特別区たばこ税	3,086,765	9.1%
狭小住戸集合住宅税	472,000	1.4%
軽自動車税	86,775	0.2%
合計	34,079,350	100.0%

2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位:千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	狭小住戸集合住宅税	軽自動車税	合計
平成22年度	23,818,276	3,132,834	403,300	63,272	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	383,350	62,368	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	368,850	62,987	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	582,000	63,377	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	385,500	63,295	30,229,178
平成27年度	27,100,249	3,535,425	420,500	63,281	31,119,455
平成28年度	27,655,302	3,408,054	323,500	81,291	31,468,147
平成29年度	28,447,064	3,195,981	440,500	82,993	32,166,538
平成30年度	29,355,472	3,132,540	483,500	83,202	33,054,714
令和元年度	30,433,810	3,086,765	472,000	86,775	34,079,350

3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184
平成27年度	153,344
平成28年度	158,558
平成29年度	163,558
平成30年度	167,334
令和元年度	170,483

【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905
平成27年度	8,733,222	18,166,638	145,444	27,045,304
平成28年度	8,625,255	18,981,218	127,639	27,734,112
平成29年度	8,258,225	20,078,944	169,093	28,506,262
平成30年度	8,501,150	20,803,842	166,606	29,471,598
令和元年度	8,805,702	21,566,545	175,943	30,548,190

3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【元年度】

区名	①特別区民税税額 (令和元年度) (単位:千円)	②人口 (R元.1.1現在) (単位:人)	③納税義務者 (令和元.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 納税義務者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	18,201,873	63,635	45,028	286,036	404,235
中央	30,013,594	162,502	101,506	184,697	295,683
港	82,472,722	257,426	150,334	320,374	548,597
新宿	46,150,390	346,162	195,193	133,320	236,435
文京	34,142,289	221,489	128,696	154,149	265,294
台東	20,354,870	199,292	115,782	102,136	175,803
墨田	23,748,580	271,859	155,912	87,356	152,320
江東	50,992,630	518,479	287,981	98,350	177,069
品川	48,374,704	394,700	238,206	122,561	203,079
目黒	46,386,110	279,342	168,748	166,055	274,884
大田	73,338,347	729,534	421,913	100,528	173,823
世田谷	125,582,400	908,907	517,340	138,169	242,746
渋谷	52,960,450	226,594	139,279	233,724	380,247
中野	34,098,349	331,658	195,301	102,812	174,594
杉並	66,041,993	569,132	333,268	116,040	198,165
豊島	31,498,668	289,508	168,120	108,801	187,358
北	28,581,309	351,976	194,085	81,202	147,262
荒川	17,105,420	215,966	115,544	79,204	148,042
板橋	45,406,031	566,890	308,856	80,097	147,014
練馬	65,313,219	732,433	391,335	89,173	166,898
足立	46,861,199	688,512	351,119	68,062	133,462
葛飾	33,130,173	462,591	240,220	71,619	137,916
江戸川	50,822,341	698,031	361,890	72,808	140,436
23区計	1,071,577,661	9,486,618	5,325,656	112,957	201,210

3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【令和2年度当初】

(単位:人)

区分	納税義務者数	構成割合
給与所得者	137,055	83.7%
営業等所得者	6,796	4.2%
その他の所得者	16,835	10.3%
分離譲渡所得者等	2,967	1.8%
計	163,653	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

【納税義務者数】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.2	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0
28年度	人数	83,621	54,954	11,319	149,894
	構成比	55.8	36.7	7.5	100.0
29年度	人数	86,560	56,464	11,682	154,706
	構成比	56.0	36.5	7.5	100.0
30年度	人数	87,632	58,333	12,387	158,352
	構成比	55.3	36.8	7.9	100.0
元年度	人数	88,262	60,404	12,841	161,507
	構成比	54.6	37.4	8.0	100.0
2年度	人数	87,845	62,544	13,264	163,653
	構成比	53.7	38.2	8.1	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

【所得割課税額】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0
28年度	金額(千円)	5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
	構成比	19.1	42.7	38.2	100.0
29年度	金額(千円)	5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
	構成比	19.5	42.5	38.0	100.0
30年度	金額(千円)	5,525,386	11,931,047	10,917,770	28,374,203
	構成比	19.5	42.0	38.5	100.0
元年度	金額(千円)	5,584,071	12,235,045	11,628,623	29,447,739
	構成比	19.0	41.5	39.5	100.0
2年度	金額(千円)	5,544,617	12,630,375	12,235,877	30,410,869
	構成比	18.2	41.5	40.3	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)【令和2年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,716	31.9	17,821	44.7	9,336	23.4	39,873	100.0
中央	35,250	35.2	46,793	46.8	18,014	18.0	100,057	100.0
港	51,644	35.2	59,652	40.7	35,283	24.1	146,579	100.0
新宿	89,337	47.5	76,526	40.7	22,121	11.8	187,984	100.0
文京	51,527	41.1	54,110	43.2	19,720	15.7	125,357	100.0
台東	57,856	50.7	48,182	42.2	8,117	7.1	114,155	100.0
墨田	80,418	52.3	65,594	42.7	7,641	5.0	153,653	100.0
江東	139,197	49.4	118,882	42.3	23,472	8.3	281,551	100.0
品川	109,290	46.4	103,285	43.9	22,807	9.7	235,382	100.0
目黒	73,237	44.5	68,491	41.6	22,903	13.9	164,631	100.0
大田	221,153	53.4	166,146	40.1	26,895	6.5	414,194	100.0
世田谷	242,400	48.5	194,663	39.0	62,244	12.5	499,307	100.0
渋谷	57,169	42.5	55,285	41.0	22,231	16.5	134,685	100.0
中野	103,409	54.3	74,298	39.0	12,824	6.7	190,531	100.0
杉並	170,157	52.5	125,071	38.5	29,145	9.0	324,373	100.0
豊島	87,845	53.7	62,544	38.2	13,264	8.1	163,653	100.0
北	106,504	56.0	74,444	39.1	9,288	4.9	190,236	100.0
荒川	64,454	57.1	42,943	38.0	5,503	4.9	112,900	100.0
板橋	177,282	59.0	110,128	36.6	13,378	4.4	300,788	100.0
練馬	214,514	55.7	144,967	37.7	25,500	6.6	384,981	100.0
足立	210,712	61.6	119,232	34.9	12,024	3.5	341,968	100.0
葛飾	140,630	60.6	83,393	35.9	8,187	3.5	232,210	100.0
江戸川	206,838	58.5	131,431	37.2	15,260	4.3	353,529	100.0
23区計	2,703,539	52.1	2,043,881	39.3	445,157	8.6	5,192,577	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)【令和2年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	1,151,614	6.6	4,011,972	22.9	12,348,271	70.5	17,511,857	100.0
中央	2,607,522	9.0	10,418,815	35.7	16,128,606	55.3	29,154,943	100.0
港	4,554,506	6.1	13,834,150	18.4	56,644,806	75.5	75,033,462	100.0
新宿	5,790,191	13.2	16,280,087	37.2	21,683,911	49.6	43,754,189	100.0
文京	3,453,088	10.4	11,700,160	35.4	17,898,297	54.2	33,051,545	100.0
台東	3,719,640	18.5	9,867,083	49.1	6,523,208	32.4	20,109,931	100.0
墨田	4,973,262	21.2	12,954,809	55.1	5,582,078	23.7	23,510,149	100.0
江東	8,251,410	16.5	24,489,089	49.1	17,174,270	34.4	49,914,769	100.0
品川	6,943,444	14.4	21,492,522	44.5	19,880,445	41.1	48,316,411	100.0
目黒	5,002,779	11.4	14,865,088	33.6	24,320,868	55.0	44,188,735	100.0
大田	13,848,669	19.5	33,149,240	46.8	23,844,086	33.7	70,841,995	100.0
世田谷	16,014,004	13.6	41,394,072	35.1	60,585,520	51.3	117,993,596	100.0
渋谷	5,186,630	10.3	12,186,366	24.3	32,799,723	65.4	50,172,719	100.0
中野	6,528,562	20.2	14,955,867	46.4	10,762,264	33.4	32,246,693	100.0
杉並	10,970,889	17.7	25,696,215	41.5	25,271,919	40.8	61,939,023	100.0
豊島	5,544,617	18.2	12,630,375	41.5	12,235,877	40.3	30,410,869	100.0
北	6,313,565	22.7	14,681,023	52.8	6,785,352	24.5	27,779,940	100.0
荒川	3,797,178	23.2	8,452,152	51.5	4,147,656	25.3	16,396,986	100.0
板橋	10,525,866	24.7	21,533,634	50.5	10,553,788	24.8	42,613,288	100.0
練馬	13,071,662	20.8	29,373,933	46.7	20,469,555	32.5	62,915,150	100.0
足立	12,088,259	27.2	22,795,594	51.4	9,485,875	21.4	44,369,728	100.0
葛飾	8,047,499	26.2	16,200,524	52.7	6,466,313	21.1	30,714,336	100.0
江戸川	12,073,836	24.3	25,794,060	51.8	11,919,777	23.9	49,787,673	100.0
23区計	170,458,692	16.7	418,756,830	40.9	433,512,465	42.4	1,022,727,987	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-7 納税義務者の年齢構成【令和2年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合	課税平均額 円
20代	28,740	16.9%	2,620,043,200	8.4%	91,164
30代	40,513	23.8%	6,051,153,600	19.5%	149,363
40代	35,813	21.0%	7,511,047,200	24.2%	209,730
50代	27,221	16.0%	7,559,880,100	24.4%	277,722
60代	17,150	10.1%	3,955,761,100	12.8%	230,657
70代	13,239	7.8%	2,191,361,000	7.1%	165,523
80代	5,823	3.4%	814,292,400	2.6%	139,841
その他	1,664	1.0%	304,266,400	1.0%	182,852

※上記数値は令和2年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119
27年	28年度	6,370	922,564	382,527
28年	29年度	11,297	1,523,634	649,232
29年	30年度	15,091	2,110,171	865,612
30年	元年度	19,822	2,780,232	1,189,707
元年度	2年度	20,980	2,871,094	1,243,702

4-1 収納チャネルの種類と割合【元年度決算】

区分	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	44,328	20.3%
口座振替払い	42,044	19.3%
コンビニ納付	128,652	59.0%
クレジット納付	2,040	0.9%
モバイルレジ納付	960	0.5%
合計(普通徴収)	218,024	100.0%

※上記数値は元年度決算普通徴収における数値である。

4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

年度	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成22年度	96.14	19	28.49	3	90.55	15
平成23年度	96.85	17	26.54	7	90.59	15
平成24年度	97.26	17	25.63	15	91.07	16
平成25年度	97.59	16	33.96	8	92.70	14
平成26年度	98.00	14	36.55	8	94.17	13
平成27年度	98.29	16	37.05	8	95.28	12
平成28年度	98.15	18	38.41	11	95.81	12
平成29年度	98.19	20	45.11	8	96.37	14
平成30年度	98.22	21	42.26	11	96.44	17
令和元年度	98.36	18	40.57	15	96.62	19

4-3 滞納者の年齢及び滞納額【元年度決算】

【年齢別構成】

(単位:人)

区分	年代	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数		5,404	3,186	1,703	1,148	989	12,430
構成比		43.5%	25.6%	13.7%	9.2%	8.0%	100.0%

【滞納額別構成】

(単位:人)

区分	金額	10万以下	10万超 ~20万	20万超 ~30万	30万超 ~40万	40万超 ~50万	50万超	計
滞納者数		8,645	2,710	591	211	82	191	12,430
構成比		69.5%	21.8%	4.8%	1.7%	0.7%	1.5%	100.0%

※上記数値は令和2年6月1日現在で、令和元年度以前の滞納について抽出した数値である。

4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
分割納付者数		5,419	5,578	5,238	6,253	5,352

4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
発付数		62,026	61,003	58,735	57,986	59,157
収納件数		30,901	33,669	33,050	32,016	31,300
収納率 (件数ベース)		49.8%	55.2%	56.3%	55.2%	52.9%

【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

区分	年度	H29/7	H29/12	H30/7	H30/12	R1/7	R1/12	R2/7
発付人数		7,914	10,249	6,450	8,205	4,468	6,685	6,505
納付人数(※)		1,749	2,238	1,532	2,531	1,385	2,802	587
収納率 (件数ベース)		22.1%	21.8%	23.8%	30.8%	31.0%	41.9%	9.0%

※R1/12以降、より正確な数値を抽出するため、催告に反応し催告書以外の納付書で納めた人も含めている。

4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

年度	差押件数
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294
27年度	2,336
28年度	2,484
29年度	2,769
30年度	2,442
元年度	2,336

4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

【口座振替加入者数】

(単位:人)

年度	加入者数
27年度	17,424
28年度	18,482
29年度	19,387
30年度	19,941
元年度	20,671

【口座振替加入率】

(単位:%)

年度	加入率
27年度	24.6
28年度	25.9
29年度	28.2
30年度	28.7
元年度	30.2

※口座振替加入率とは、現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合である。

4-8 税証明書発行数の推移

【税証明書発行数】【各年度決算】

年度	発行数(枚)
22年度	41,909
23年度	41,825
24年度	46,330
25年度	50,357
26年度	59,750
27年度	61,458
28年度	63,477
29年度	65,100
30年度	59,976
元年度	60,094

【税証明書 コンビニ発行数】【各年度決算】

年度	件数
28年度	900
29年度	1,808
30年度	2,677
元年度	4,164

5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

【登録台数】

(単位:台)

年度	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273
27年度	7,838	9,473	2,258	300	19,869
28年度	7,469	9,501	2,186	298	19,454
29年度	7,123	9,430	2,142	295	18,990
30年度	6,879	9,239	2,145	290	18,553
元年度	6,565	9,199	2,166	283	18,213

【軽自動車税課税額(現年課税分)】

(単位:千円)

年度	軽自動車税額計
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430
27年度	63,896
28年度	83,003
29年度	84,170
30年度	84,557
元年度	85,454

5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

年度	普通自動車(※)	軽自動車
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	42,145	20,273
平成27年度	42,044	19,869
平成28年度	42,060	19,454
平成29年度	42,062	18,990
平成30年度	41,666	18,553
令和元年度	-	18,357

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。
普通自動車の元年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【元年度当初】

区名	台数			人口 (R元.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,589	2,903	6,492	65,018	5.5%	4.5%	10.0%
中央	8,662	4,189	12,851	165,108	5.2%	2.5%	7.8%
港	11,951	5,125	17,076	259,779	4.6%	2.0%	6.6%
新宿	16,846	8,173	25,019	348,141	4.8%	2.3%	7.2%
文京	8,896	3,946	12,842	224,159	4.0%	1.8%	5.7%
台東	9,773	6,306	16,079	201,195	4.9%	3.1%	8.0%
墨田	15,121	8,989	24,110	273,898	5.5%	3.3%	8.8%
江東	27,573	13,308	40,881	521,199	5.3%	2.6%	7.8%
品川	21,380	9,009	30,389	400,047	5.3%	2.3%	7.6%
目黒	13,589	5,406	18,995	280,937	4.8%	1.9%	6.8%
大田	47,236	23,067	70,303	734,278	6.4%	3.1%	9.6%
世田谷	48,168	23,320	71,488	915,427	5.3%	2.5%	7.8%
渋谷	11,579	5,131	16,710	229,291	5.0%	2.2%	7.3%
中野	16,453	8,094	24,547	334,562	4.9%	2.4%	7.3%
杉並	24,159	14,411	38,570	573,137	4.2%	2.5%	6.7%
豊島	11,461	6,732	18,193	290,422	3.9%	2.3%	6.3%
北	17,122	9,783	26,905	353,528	4.8%	2.8%	7.6%
荒川	9,886	6,562	16,448	216,827	4.6%	3.0%	7.6%
板橋	34,551	20,407	54,958	570,522	6.1%	3.6%	9.6%
練馬	41,915	31,345	73,260	737,711	5.7%	4.2%	9.9%
足立	51,293	44,294	95,587	690,603	7.4%	6.4%	13.8%
葛飾	27,330	22,799	50,129	464,009	5.9%	4.9%	10.8%
江戸川	44,066	33,353	77,419	699,539	6.3%	4.8%	11.1%
23区計	522,599	316,652	839,251	9,549,337	5.5%	3.3%	8.8%

※台数は令和元年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

年度	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697
27年度	3,535	684
28年度	3,408	657
29年度	3,196	614
30年度	3,133	579
元年度	3,087	544

6-2 たばこ税収入の23区比較【元年度決算】

(単位:千円)

区名	たばこ税収入 (元年度決算)
文京	1,021,326
荒川	1,441,276
目黒	1,817,233
中野	1,903,971
北	2,100,575
墨田	2,100,610
杉並	2,688,442
中央	2,771,436
葛飾	3,074,245
豊島	3,086,765
渋谷	3,225,762
23区平均	3,313,893
台東	3,318,780
品川	3,363,028
練馬	3,391,004
板橋	3,459,892
千代田	3,760,566
江東	3,865,766
世田谷	4,177,442
江戸川	4,700,772
大田	4,835,229
足立	4,976,005
新宿	5,099,930
港	6,039,478

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【元年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,760,566	21,648,748	17.4%
台東	3,318,780	23,099,371	14.4%
新宿	5,099,930	49,902,484	10.2%
足立	4,976,005	50,554,585	9.8%
豊島	3,086,765	34,079,350	9.1%
葛飾	3,074,245	35,117,607	8.8%
中央	2,771,436	31,882,791	8.7%
江戸川	4,700,772	55,409,908	8.5%
墨田	2,100,610	25,606,837	8.2%
荒川	1,441,276	18,009,629	8.0%
板橋	3,459,892	47,918,750	7.2%
江東	3,865,766	54,350,099	7.1%
港	6,039,478	86,173,095	7.0%
北	2,100,575	30,218,814	7.0%
23区平均	3,313,893	48,920,691	6.8%
品川	3,363,028	51,272,907	6.6%
大田	4,835,229	77,473,951	6.2%
渋谷	3,225,762	55,062,246	5.9%
中野	1,903,971	34,734,459	5.5%
練馬	3,391,004	67,494,332	5.0%
杉並	2,688,442	66,761,446	4.0%
目黒	1,817,233	47,085,550	3.9%
世田谷	4,177,442	126,420,478	3.3%
文京	1,021,326	34,898,452	2.9%

7-1 狭小住戸集合住宅税の収税等の推移【各年度決算】

年度	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸
27年度	420,500	841戸	22件	38戸
28年度	317,500	635戸	23件	28戸
29年度	440,500	881戸	37件	24戸
30年度	483,500	967戸	27件	36戸
元年度	472,000	944戸	30件	31戸

■ 図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	小林 朝子
	荒井 陵
	厚井 智美
税務課 課税調整グループ	島田 萌奈美
税務課 課税第一グループ	井出 夏紀
税務課 整理第二グループ	鈴木 桃子
税務課 収納グループ	伊豆 怜子